

平成28年第7回府中町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 開 会 年 月 日 平成28年12月 9日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 平成28年12月12日（月）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（17名）

議長	中 村 武 弘 君	副議長	益 田 芳 子 君
1 番	岩 竹 博 明 君	2 番	木 田 圭 司 君
3 番	橋 井 肇 君	4 番	梶 川 三 樹 夫 君
5 番	繁 政 秀 子 君	6 番	山 口 晃 司 君
7 番	二 見 伸 吾 君	8 番	上 原 貢 君
10 番	児 玉 利 典 君	11 番	林 拡 君
12 番	西 友 幸 君	13 番	中 村 勤 君
14 番	西 山 優 君	15 番	加 島 久 行 君
18 番	力 山 彰 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（1名）

17 番 小 菅 卷 子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 一般質問

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐 藤 信 治 君
副 町	長	岡 野 浩 子 君
教 育	長	高 杉 良 知 君
企 画 財 政 部	長	高 石 寛 智 君

地 方 創 生 担 当 部 長	地 下 調 君
総 務 部 長	寺 尾 光 司 君
福 祉 保 健 部 長	立 石 佳 之 君
生 活 環 境 部 長	坂 本 雅 司 君
建 設 部 長	梶 川 幸 正 君
向洋駅周辺区画整理事務所長	脇 本 哲 也 君
教 育 部 長	金 藤 賢 二 君
消 防 長	中 川 和 幸 君
生 活 環 境 部 次 長	金 光 一 隆 君
教 育 次 長	戸 田 秀 生 君
財 政 課 長	増 田 康 洋 君
総 務 課 長	新 見 公 平 君
福 祉 課 長	谷 口 充 寿 君
健 康 推 進 課 長	長 西 弘 子 君
環 境 課 長	屋 敷 学 君
町 民 生 活 課 主 幹	倉 崎 誠 一 郎 君
学 校 教 育 課 長	中 坊 京 子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

８．職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長	花 田 智 史 君
-------------	-----------

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

９．議事の内容

（開議 午前９時３０分）

○議長（中村武弘君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は１７名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、平成２８年第７回府中町議会定例会第２日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進め

今日は 9 番益田議員、10 番児玉議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

一般質問は、慣例に従って、総務文教から順を追って通告順に行います。

総務文教関係、第1項、パーソナリティーの特性に向き合う教育を、について、  
6番山口議員の質問を行います。

○6番（山口晃司君） 皆さん、おはようございます。トップバッターで緊張いたしますが、しっかり頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

パーソナリティーの特性の向き合う教育を。

府中町学校運営等についての調査検討委員会からの答申書の中で、パーソナリティの特性について触れられています。

パーソナリティーの特性には、多動のようにわかりやすいものから、悩みを打ち明けないといった気づきにくいものまで幅広く、今後も学校の中で問題や事件が起こった場合、パーソナリティーの特性という言葉は便利に使われていくかもしれません。

パーソナリティーの特性は、比較対象が必要なことが多く、少子化の中で学校という団体生活の場は気づきの場としての役割が大きくなっていくと思います。

質問ですが、パーソナリティーの特性と向き合うことについて、どう考えておられるのか。それについては教職員が障害や心の健康への理解を深める必要がありますが、そういった研修の必要性は。

- 3 -

じめや不登校に発展する前に声を上げることかできるのではないかと思います。教育委員会の考えを伺います。

○議長（中村武弘君） 答弁。

教育長。

○教育長（高杉良知君） おはようございます。教育長です。それでは、6番山口議員のパーソナリティーの特性に向き合う教育を、について答弁をさせていただきます。

第1項目、パーソナリティーの特性と向き合うことについてどう考えているかについてでございます。

児童・生徒の心身の発達の段階や特性等を十分把握して、個性を生かす教育の充実に努めなければならないというふうに考えております。小学校の高学年からは個々の児童・生徒の個人差が目立つ時期であり、自我意識の高まりとともに、個性が多様化してくる時期でもあります。また、中学校の段階は小学校段階と比べ、心身の発達上の変化が著しく、生徒の能力、適性、関心等の多様化が一層進展してきます。

学校においては、児童・生徒の発達の過程を的確に捉えるとともに、個々の児童・生徒の特性や課題について十分配慮して、適切な指導、援助を行うことが必要であると考えております。

各学校では特別支援教育コーディネーターを指名し、校内委員会を設置するなど、個別な教育支援計画を作成し、担任だけではなく、多くの教員がかかわり、チームで支援するなど、配慮を行っているところでございます。

また、個別支援シートを作成し、個に応じたより効果的な指導、支援を行うために活用をしております。

第2項目め、教職員の研修の必要性についてでございます。

個性を生かす教育を進めていくためには、御指摘のように、心の健康についての深い理解が必要になります。特別支援学級の担任は、その専門性を身につけることはもちろんですが、通常学級の担任においても、物事の見方、捉え方、感じ方などに他の児童・生徒とは少し違う特性があると言われる発達障害のある児童・生徒に対する適切な指導を行うため、教員としての専門性の向上を図る必要があります。

平成26年度から広島県教育委員会の事業として、発達障害に関する教育の専門性向上事業がスタートし、府中町においてもこの事業を活用し、指定校を中心に町内の教職員研修を進めているところでございます。

また、各校において特別な配慮が必要な児童・生徒について、一人一人の状況を教職員が共有し、効果的な指導、支援のあり方を検討するケース会議等も必要に応じて行っているところですが、関係機関等との連携を積極的に進めていく必要があると考えております。

心の健康に関する研修は、各校において配置しているスクールカウンセラーを講師とした校内研修を行っているところですが、今後、さらに内容の精選、充実を図って行く必要があると考えております。

第3項目めの児童・生徒同士がお互いのパーソナリティーの特性を理解し合うことについてでございます。

学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものですから、児童・生徒相互の人間関係のあり方は、児童・生徒の健全な成長と深くかかわっており、一人一人が存在感を持ち、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かに持ち、自己実現を図っていける望ましい集団を実現していくことが重要でございます。

自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手のよさを見つけようとし、互いに協力し合い、よりよい人間関係を基盤として、学校生活が営まれるべきであることは言うまでもないところでございます。

そのためには、御指摘のとおり、児童・生徒同士が互いの個性や相手のよさを理解し合うことが必要です。道徳では、個性の伸長や違いを認め合う学習において、お互いのパーソナリティーの特性、理解につながる内容を扱っており、この道徳の時間をかなめとしながら、学級活動や各教科等、全教育活動を通じてお互いを認め合うことを基盤に進めていく必要があります。さらに、児童・生徒が主体的に考え、活動するような指導が必要です。

先日、「ヒューマンフェスタ2016ひろしま」で、府中北小学校の児童がいじめ防止、撲滅の取り組みを発表しました。このような児童・生徒の主体的な活動を広げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君） 2回目の質問はございますか。

6番山口議員。

○6番（山口晃司君） 御答弁ありがとうございます。教職員にとっても時間のない中で、これまで以上にチームを組んで一人一人の個性を生かす教育をするということで

すので、まずはよろしくお願いいたします。

2 回目の質問ですが、3 点ほどしたいと思います。

まず、スクールカウンセラーを講師としての研修とありますが、府中町にとって必要なスクールカウンセラーとはこういった人なのか、質問をします。定年退職した学校の先生なのか、自立支援や発達障害支援などの外部専門家なのか、両者ともに資格はあると伺っていますが、こういった配置をしているのでしょうか。

教職員が指導方針などの悩みを抱えたときは、先生の先輩からの経験に裏づけされたアドバイスというものがとても重要なことは承知していますし、個々の個性を生かし、特性に向き合うためには、専門家からの助言や、専門家と相談するということも必要で、両者とも府中町の教育環境には必要だと思いますので、教育委員会の考えを伺います。

次に、教職員の研修についてですが、教職員は日々児童・生徒と接していく中で、あれっと思うことが既に多くあるのではないかと思います。そのときに、もしかしたらと思えることが重要で、これにはたくさんの特性のパターンを入り口だけでも知っておく必要があります。また、そのときそのときでよりよい対処をするために、研修を専門的に受けることも必要になってくるのではと思っています。

わかりやすく例を挙げますと、先生の目を見て話をできない子どもがいました。これは恥ずかしいのか、やましいことがあるのか、自閉的な要素があるのか、そのときに目を見て話をしなさいと注意するのがいいのか、目を逸らしたままでもどれだけあんたのことを大切に思っているかを伝えることがいいのか、このような同じ現象でも全く違う方法での対処や判断をそれぞれの児童・生徒に対して行う必要が出てくるのが、個々の個性を生かす、特性に向き合うということですから、障害や心の健康については、専門的な話を全ての教職員が聞いて実践できる研修が必要になっていると思うが、教育委員会の考えを伺います。

最後の質問ですが、児童・生徒の主体的な活動とありますが、とても大切な取り組みだと思います。お互いの違いに気づいたり、思いやりのある言葉を考える場となっていくと思います。できるだけ少人数で先生が目が届きやすい、先生の考えを押しつけ過ぎない環境で、議題は日々の疑問など、何でもよいと思いますので、児童・生徒同士でよく話をする場、お互いの話をじっくり聞くことのできる場の充実に取り組んでほしいと思いますが、教育委員会の考えを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

学校教育課長。

○学校教育課長（中坊京子君） 学校教育課長でございます。それでは、御質問にお答えいたします。

まず1点目、府中町におけるスクールカウンセラーについてです。スクールカウンセラーの現状と、それから府中町としてスクールカウンセラーに期待することについて、お答えいたします。

今年度は町内の全小・中学校にスクールカウンセラーを配置しておりますが、このスクールカウンセラーは全員、臨床心理士の資格を持つ心理の専門家でございます。そのスクールカウンセラーに期待することとしましては、個々の児童・生徒、及び学校全体について心理的側面から見立て、学習面や行動面で何らかの困難を示している児童・生徒、あるいは障害のある児童・生徒や、その保護者への支援や、不登校やいじめ等の未然防止、早期発見に努めるよう、教職員の対応等に係る助言や援助等を行うこととございます。

具体的には、まず個別のカウンセリングがございます。児童・生徒は自分の気持ちをうまく言葉で表現できなかつたりする場合がありますが、みずからの気持ちに気づかせたり、児童・生徒の心の代弁者と申しましょうか、かわりに言うことができる者として、面談等を通じて児童・生徒が考えていることや心の状態などを把握し、支援していくことがあると思います。

また、授業中や休憩時間、給食時間において児童・生徒の様子やその教職員の対応等、学校全体について心理学的側面からの見立てや、助言、援助を行うということによって、不登校やいじめ等の未然防止、早期発見、早期対応につなげていきたいというふうに考えております。

また、教職員の研修としまして、スクールカウンセラーが研修講師となって、今年度は児童・生徒のメンタルヘルスの理解と対応や、カウンセリングの技法に関するロールプレイ、あるいは人間形成能力を育むための指導の工夫等の研修を行ったり、具体的な事例に基づく対応についても研修を行っているところです。こういったスクールカウンセラーの専門性を活用した研修については継続して行いたいと思っております。

それから、2問目の教職員の研修についてですが、今もスクールカウンセラーを活用した研修について申し上げましたが、御指摘いただきましたように、児童・生徒と日々過ごしていく教職員には、個々の特性に気づいたり、あるいは小さなサインに気づく感覚が求められます。また、理解の仕方や感じ方は個々違う中で、全ての児童・生徒にとってわかりやすい説明や指示の仕方を身につけるための研修の充実を進めております。

先ほど教育長が申しました発達障害に関する教員の専門性向上事業では、通常の学級を担任する教諭の発達障害に関する専門性向上を図るものでございます。発達障害の特性の理論について学ぶとともに、特別支援教育の考えを生かした授業改善について実践的な研究を行っております。そういった研修を継続して行い、児童・生徒にかかわる全ての教員が適切な対応ができるような力量を高めていく必要があるというふうに考えております。

それから3点目、児童・生徒の主体的な活動について、教育委員会としての考えをということでございましたので、お答えします。

まず、具体的な実践例として、府中北小学校では異学年のペアをつくって活動を行うピアサポート活動を行っております。1年生と6年生、2年生と4年生、3年生と5年生という学校での兄弟というものを意識させ、遠足や給食、体力テストや音楽朝会などの場で、上級生が下級生を支えたり、相談に乗ったりする活動を行っております。ほかの小学校においても、1年生から6年生までの縦割りの集団をつくって、6年生がリーダーとなって掃除をしたり、話し合っ一緒に遊んだりする活動を行ったりしています。そういった児童・生徒が主体的に活動、集団で活動する中で、誰もが気持ちのよいかわり方ができるよう、お互いを尊重し、思いやる態度の育成に努めてまいりたいと思っております。

また、日々の授業においても、4人程度の小グループによる学び合いを行って、日常的に他者とかかわり合い、自他の考えを交流することから、よりよい考えを追及する主体的な学びを取り入れております。他者とかかわることで、違いから新たな視点を見出すような学びを進めることにおいて、お互いを知り、違いを認め合えるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 3回目の質問はございますか。



6 番山口議員。

○6 番（山口晃司君） 御答弁ありがとうございます。個々の個性を生かす特性についてどう対応していくかは、これからの課題として本当に大変なボリュームとなりますが、スタートは切られたと思っています。

まず、スクールカウンセラーですが、専門家を配置しているということで、安心しました。今度はその専門家にいかに教職員が早く気づいて上手につなげていくかが課題となっていくそうなので、今後これは別の機会にしっかり議論していきたいと思っています。

次に、児童・生徒同士の主体的な活動についてですが、とてもすばらしい取り組みだと思います。地域の特に子ども会などが少なくなっていく中で、子ども同士で成長し合うことのできる縦割りはどんどん地域では提供することが難しくなっています。児童館などでは一生懸命取り組んでいってくださっていますが、ぜひ学校が先導して行っていただきたい、こういった活動を全ての小学校で活発に行って行っていただきたいというふうに思っております。

最後に、教職員の研修についてですが、やはり授業以外の場所での子どもたちとどういうふうに接していくかというのがやっぱり気になります。というのも、この質問をした大きな理由として、特性というのは全ての人が大人でも何かしら持っています。その中に放っておいたら特性が、症、病気に進行してしまう特性があり、その病気を放っておいたら障害に進行してしまいます。それが年々低年齢化しているのは、教育者なら御存じだと思います。

保護者はどうしても自分の子どもは大丈夫だろう、もう少ししたら直るだろうと思いたいのは当たり前のことですから、この問題は苦しいでしょうが、学校の先生に踏ん張ってもらうしかありません。障害や心の問題への理解を深めたり、家庭との協力体制の構築の努力をしないまま、保護者だけに責任を押しつけて教職員の逃げ道を確保するのは、余りにも残酷なことだと思っています。できるだけ早い時期にせめて病気の段階できちんとした対処をするためには、先生の協力がないと絶対にできません。ですから、とにかく先生方の理解を一日でも深める研修の実施をお願いしています。心身ともに健康な国民の育成の心の部分ですから、これからしっかり具体的な方針を持って取り組んでほしいと思っています。

その中で1つ気をつけていただきたいのが、障害や心の健康などの知識の習得を教

職員の自主性だけに委ねるのではなく、先ほど、今やられてることの説明もありましたし、継続的にやっていきたいという答弁もありましたが、継続的な研修機会を確保していただきたい。今後、児童・生徒の心の成長や人格形成が先生の自主性や熱心な先生に受け持ってもらえるかどうかの運、不運に左右されることだけは、府中町だけでは絶対にないよう、最低限でも構いませんので、研修機会の確保をお願いしたいと思います。

この先には家庭とどのような協力体制を構築していくか、学校教育と社会教育、福祉分野との連携も必要になっていくと思いますが、まずは第一歩として、保護者が安心して学校に通わせることができる先生がいる町を目指していただきたい。これからの府中町教育委員会の取り組みに期待して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君） 以上で、第1項、パーソナリティーの特性の向き合う教育を、について、6番山口議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第2項、公民館の改築計画について、15番加島議員の質問を行います。

15番加島議員。

○15番（加島久行君） 皆さん、おはようございます。公民館の改築計画につきまして質問をするわけですが、その前に字句の訂正がありますので、御理解のほどお願いしたいと思います。一番上に質問の主旨のところに、体育館と書いてあるんですが、これは公民館ホールでございます。それから、上から7行目に同じように体育館と書いておりますが、これは公民館ホールというように御訂正をお願いをしたいと、このように思っております。

では、質問に入らせていただきます。

御案内のように、第4次総合計画の実施計画の前期、すなわち平成28年度から平成32年度の中に、しっかりと府中公民館の改築事業が示されております。それはもう御理解の上でございます。耐震診断につきましても、補助金の前倒し等によりまして、今年度の12月に実施されることと私は理解をいたしております。そういったことの社会情勢のいろいろな政治的な面も含めまして、公民館の改築計画が早くなると私は考えております。

公民館は御案内のように、町民を含めましていろいろな方々の人々が集い、学び、

そしてコミュニティーの場として生涯学習の拠点の役割となると、人々のそういった交流の場として人生にとって必要な施設であるということは、私が申し上げることはないぐらい、そのとおりでございます。

そういったことも含めまして、今からる質問をいたしますが、府中公民館も築 61 年、それから公民館ホールは 60 年、南公民館は 54 年、老朽化がかなり進んでおります。今さっきも言いましたように、第 4 次総合計画の中でも改築することになっております。そういったことを含めまして、ここにも質問の主旨にも書いてありますように、基本計画、要するに 21 世紀に対応できる設備と機能のある公民館を私は期待をいたしております。そういった重要なところでございますので、早急に進めていただきたい、この基本計画というものに着手していただきたいと、このように考えております。それをもとに実施計画、事業着手、完成という一つの流れがあるわけですが、この考え方、どのような方法で事業を進め、そしてその事業の工程表はいつごろ作成ができるのか、その方向性を聞きたいと、このように思っております。

こういった大きな施設の場合は、よくコンペ方式というものも採用しながら、3 案ぐらいかあのぐらい出してもらって、その中から選んでいくというような一つの採用方法等もあるわけですが、改築に向けての手法、スタンスをどのように進めていくのか、その考え方を示していただきたいと、このように思っております。

私は、今、府中公民館を取り巻くいろいろな施設等につきましては、全て解体をし、そして更地にして白紙の状態がよいというように思っております。そういった中において、今もいろいろ申し上げましたが、そういった 21 世紀に対応できるこれからの公民館のあり方、目的、機能、こういうものをやはりさっぱりとした白紙の状態で作くり上げていくというのが、私はよりベターではないかなと、このように考えております。その既存の施設等の考え、いろいろございますが、私はそのように考えていますが、町長にもいろいろ考えがあると思います。これからいろいろ検討されていかれると思います。そういった中で、私が今申し上げたことも含めて、検討の中の一つとして考えていただければ幸いと、このように思っております。

それから、耐震診断の結果等につきましては、もうわかっておると思いますので、当然老朽化をいたしておりますので、この耐震の補助基準になると私は思っておりますけれども、町当局の思案を聞きたいと、このように思っております。

そして、そういったいろいろな中で、公民館ホール、歴史民俗資料館、キリンビー

ルの跡地、そしてあそこを走っております府中小学校に行く通学路の道路等、水路もございます。そういったものも含めて、整合性の中でその対応策というものは検討していく必要がある。これはかなり重い検討課題となる、このように考えております。

そういったことを含めて、私はこれからの府中公民館の改築計画に当たって、さまざまな観点から、町民に愛される、そういった生涯学習の拠点となる、そういう施設にしていきたいと、このように考えております。

それから、これは町民からの声で言ってほしいというのがあったんですが、照明がいろいろなところで暗いとか、LED化にしないとか、それから幕がほつれて破れとるとか、いろんな声も聞いておりますことをつけ加えて、重ねてこの場で申し上げておきたいなと、このように思っております。

それから次に、南公民館のことにつきましてお尋ねをいたします。

御案内のように、南公民館のところには2年後には青崎池尻線の道路整備に伴う南公民館の整備計画というものを、私はこれは必要になってくると、このように考えるわけですが、それにあわせて駐車場の整備、それから南公民館の倉庫というのが、コンテナを使って倉庫にされとるわけですが、そういった倉庫、それからその南公民館の奥に民家もございますので、その道路形態の問題の道路整備というような問題がこの青崎池尻線の道路整備に伴います、これは県道でございますので、県が施工いたしますけども、そういったことも含めて、南公民館のありようをどうするのか、そこらあたりも検討する必要があるんじゃないかなと、このように思っております。

それから、南公民館におきましては、空調につきましては、1月に事務所を含めて本体のほうを空調をやると、2月にはホールのほうを空調をやるというようにも聞いておりますので、この点については私は理解をし、町民のほうも長いこれはいろいろな御意見があったわけなんで、そこらあたりは喜んでいただけるんじゃないかなと、利用率が高くなるようにも思いますし、よかったなと、このように思っております。その点につきましては、本当に感謝を申し上げておきます。

そういうふうに言うと、次には必ず私のくせで、悪いくせでございますが、また要らんことを言うようなんですが、この地下室の整備なんですね。これ基礎工事はかなりの劣化というか、底の腐食とか、そういういろいろなにおいとか、それから湿気が高いためにそういったいろいろな、あそこには太鼓が置いてあるわけですが、そういうふうなところも太鼓のそういった精度の安全管理にしましても、非常に何らかの形

で検討する必要があるんじゃないかなと、このように思っとるわけですが。

そして、その地下室のこの下の水が下に水がたまっておるわけなんです、この水はどこから来とる水かよくわかりません。水道のメーターは上がってませんので、上水道ではないと、このようにも思っておるわけですが、池の水かいうたら、そうじゃなくして、あそこの水は池に流しとるわけですから、逆なんですね。そうすると、そこに水がたまるというのは、要するにその原因が私はどうも空調の水がたまってるのかなというような気も、私は素人なりに思っております。要するに、その地下室のその床下の水というのは、ポンプで池に出しとるわけですから、そういうふうなことを含めると、そこらあたりかなというようなこともあります、要は、その地下室のそういったところの腐食、におい、湿気の問題、防音室のそういった利用率が高いわけですから、非常に利用率が高い、そしてお年寄りのコーラスもあつこでやっとなつておるわけなんですね。だから、周りには民家があるもんですから、大きな声でやるとお叱りを受けるような御注意もあるわけなんで、そういうふうなことがあるんで、この防音装置を今から30年前ぐらいにつくったと思いますが、かなりそこらあたりも老朽化したんかなと、このように思っております。

それからもう一つは、ことしの10月だったと思うんですが、鳥取地震がございました。この鳥取地震のときに、公民館の外壁とか軒とか、そういうふうなところのコンクリートのそういった壁等が落下をいたしております。その落下の破片につきましては、町長にもお見せをしました、この間持って行って、こういうなのというて少しだけ持っていきましたが、見ていただいたと思うんですが、その大きいものになると、30センチぐらいのものが落ちとるわけなんで、そういったことを含めると、非常に危険な状況にも、南公民館は、私は丈夫な公民館だということに理解をしとったんです。前町長の和多利さんも、南公民館は耐震も強いし、有名な公民館だからいいよねというような話をよく私もしたもんですよ。しかし、そういったことを鳥取地震の震度4のときにそういうふうなことが発生したということは、私は何らかの形でここらあたりも維持補修等も含めて、今新幹線とかいろいろな橋桁とか、トンネルとか、いろいろ音響テストをしながら、そういったことをやっぱり落下防止のために国のほうも一生懸命やっとなつておるわけですが、そういったことを含めると、やっぱりそういった外壁の劣化腐食対策というものは避けて通れないなと、このように考えております。そういったことを私はぜひこの際南公民館の青崎池尻線道路整備に伴う整備計画に合

わせて、そういった維持補修、そういった維持管理というものを南公民館には必要であると、このように思っております。

そういったことがいろいろございますが、駐車場の問題、倉庫の問題、道路整備の問題、いろいろ南公民館等についても、そういった青崎池尻線の道路整備に伴いまして大きく南公民館が変わっていくと、それから消防団の3分団はあそこを来年の7月ぐらいに退けて、要するに鵜崎公園の横に第3分団が行くというような一つの流れもあるわけですから、そういった整備も含めてこれからの公民館というものにつきまして、これは先ほど私が申し上げましたように、公民館というものはやっぱりみんなが集い、学び、そしてコミュニティーの場として、多くの町民から多くの人々から愛される施設であると、このことを強く申し上げまして、これからの公民館の改築計画及び維持管理、維持補修等についての町長の見解並びに方向性をお聞かせ願いたい、このように思います。ひとつよろしく御答弁のほどお願いをいたします。答弁のときには私の気持ちを十分理解をされて答弁されるよう、心のある答弁をお願いをしたい。

○議長（中村武弘君） 答弁。

町長。

○町長（佐藤信治君） 15番加島議員からの質問、公民館の改築計画について御答弁させていただきます。

私のほうから総括的な考え方を御答弁させていただきまして、個別、具体的な対応については、この後、企画財政部長のほうから心を込めて答弁させていただきます。

御指摘のように、府中公民館及び南公民館は、築年数が長いことから老朽化が進んでおるということでございます。これまで本町は教育施設の整備については、小・中学校施設の耐震化ということを最優先に取り組んできました。この計画も大幅に前倒しをいたしまして、平成29年度で完了するということになりました。今後はその他の教育施設の老朽化対策が求められるということでございまして、第4次総合計画、この実施5カ年計画に基づいて着実に整備を行っていきたいというふうに考えております。

中でも、御質問の府中公民館、南公民館の両公民館につきましては、築年数の長い府中公民館から先に耐震化に取り組むこととしておりまして、耐震改修とするか、御質問にありましたように、あるべきとしては改築すべきであるという御意見でございましたが、今年度を実施をします耐震診断の結果を踏まえた上でということになり

ますが、建物の築年数を考慮すると、改築を想定せざるを得ないのではないというふうに考えておるところでございます。

南公民館の耐震化につきましても、同様に考えておりますが、今後の財政動向を踏まえまして実施計画に基づいて着実に行ってまいりたいというふうに思います。

また、整備計画のほか、施設の維持保全についても御質問であったわけですが、維持保全、公共施設というのは建てるために建てるのではなくて、町民の方に御利用いただくために建てるわけですから、維持保全をしっかり行っていくということは当然でございまして、ややもすると公共施設というのは、維持保全に余りウエートを置いてなかった時代もありましたが、これからは維持保全、そういったことをしっかりして、町民の皆様が気持ちよく施設を使っていただくということに留意しながら進めていくべきだというふうに考えております。

今、先ほど申し上げましたように、個別、具体の御質問につきましては各項目ございます。これは企画財政部長のほうから御答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） おはようございます。企画財政部長です。引き続いて、15番加島議員からの一般質問について御答弁させていただきます。

全部で10項目の御質問のうち、8番目と9番目の項目につきましては、施設修繕に関することになるわけですが、これもあわせて企画財政部で御答弁させていただきます。

まず、1つ目の4次総の中でも改築することとなっています基本計画、実施設計、事業着工、完成の考えは、につきましては、議員御指摘のとおり、確かに府中公民館の本館、ホールについては、改築を想定しております。これは耐震診断の結果により、耐震改修になるのか、改築になるのか、判断できると考えておりますが、建物の築年数を考慮すると改築を想定せざるを得ない状況であるためです。府中公民館の本館、ホール、南公民館の再整備につきましては、町長答弁のとおり、実施計画に基づき着実に実施していくことになると考えております。

府中公民館の本館、ホールにつきましては、今年度に耐震診断を実施しており、来年度より基本設計に着手し、実施設計とあわせて、およそ2年程度の期間を経た後、工事着手になると考えております。工事は耐震改修とするか、改築とするのかにもよ

りますが、2年から3年程度必要ではないかと推測しております。

また、改築の場合は、周辺道路や解体の工事が必要となり、工事期間中の仮設公民館についても検討することが必要となることから、それらを考慮したスケジュールとなります。

南公民館につきましては、実施計画の期間である平成32年度までには耐震診断などを実施し、その後設計業務に入りたいと考えております。

また、南公民館の整備工事につきましては、今後の財政動向を勘案した上で、平成33年度以降の5カ年の実施計画に計上することになると考えております。

次に、2つ目のどのような方法で事業を進め、工程表はいつごろ作成するのか、方向性を聞く、につきましては、府中公民館の本館、ホール、南公民館につきましては、まず耐震診断を行い、耐震診断の結果により、耐震改修になるのか改築になるのを判断できると考えております。その後、基本設計、実施設計、工事着手という工程となります。

設計業務につきましては、通常の競争入札方式のほか、最もすぐれた設計案を選ぶ設計競争であるコンペ方式や、最も適切な創造力、技術力、経験などを持つ設計者を選ぶプロポーザル方式も含めて検討することが必要と考えております。

詳細な工程表については、基本設計を踏まえてということになると考えております。概略のスケジュールについては、先ほど述べたとおりです。

次に、3つ目の私は既存の施設等は考えず、全て解体し、白紙の状態がよいと思うが、につきましては、府中公民館の本館ホールについては、先ほど述べたとおり、本年度発注している耐震診断の結果により、耐震改修となるのか改築となるのか、判断できると考えておりますが、建物の築年数を考慮すると改築を想定せざるを得ない状況でもあるので、改築であれば、当然全て解体することになります。南公民館につきましても同様に考えております。

次に、4つ目の耐震の診断結果はいつ頃に判明されますか、につきましては、府中公民館の本館、ホール、歴史民俗資料館については、現在耐震診断業務を発注しており、本年度末には判明します。また、南公民館の耐震診断の時期につきましては、実施計画に基づき、平成32年度までには実施したいと考えております。

次に、耐震の補助基準になると思うが、町当局の思案を聞きたい、につきましては、耐震診断の結果、耐震性が低く倒壊の危険性があると判断されれば、国費の交付要件



に該当します。同様に、南公民館についても耐震診断結果次第となります。

次に、6つ目の府中公民館のホール、歴史民俗資料館、キリンビール跡地、道路など、整合性の対応案は、につきましては、府中公民館の本館、ホールを改築する場合には、歴史民俗資料館、現在防災広場となっておりますキリンビール寮の跡地、周辺道路と一体的に整備することが必要と考えております。

歴史民俗資料館につきましては、河川の改修計画区域内であるため、現位置での建てかえは困難となります。よって、歴史民俗資料館も含めて再整備が必要であると考えております。あわせて、老朽化が進んでおります消防団の第2分団詰所につきましても、一体的な整備が必要であると考えております。

さらに、榎川の河川の改修計画、都市計画道路茂陰変電所線の計画もあることから、それらの計画とも整合を図ることが必要と考えております。

次に、7つ目の青崎池尻線の道路整備に伴う南公民館の整備計画は（南公）につきましては、南公民館の敷地の一部が青崎池尻線の道路用地となることから、青崎池尻線の道路整備に伴い、敷地の一部を再整備することが必要であると考えております。しかし、南公民館の改修または改築が控えていることから、当面は暫定的な整備になると考えております。

次に、8つ目の地下室の整備、外壁、軒など、劣化、腐食対策（南公）と、9つ目の防音装置室の水たまり、床の腐食、におい、湿気が高い（南公）につきましては、いずれも施設修繕に関しての御質問で、9つ目の地下室の臭気、湿気の対応につきましては、今年度に空気消臭除菌装置の設置を予算措置しているところで、そのほかにつきましても早急に対処を検討したいと考えております。

次に、10個目の駐車場、倉庫、道路の整備（南公）につきましては、青崎池尻線の道路整備に伴い、南公民館の駐車場、駐輪場を暫定的な整備をする必要があります。接続している町道については、南公民館の改修または改築時に切りかえを含めて検討することが必要と考えております。倉庫につきましても、南公民館の改修、改築時に検討することになると考えております。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 2回目の質問はございますか。

15番加島議員。

○15番（加島久行君） 答弁ありがとうございます。もう細やかに説明をしていただ

いて、私は平成31年度ぐらいには府中公民館が改築できるんじゃないのかなと、このように期待を今持ったわけでございます。そういうことも含めて、これからの公民館の改築、そして南公民館の改築も含めた維持補修、管理、特に私は外壁につきましては、南公民館の、これはもう早急にこれは対応していただきたいと、このように考えております。

そういう面も含めて、維持補修についても力を入れていただくように、心からお願いを申し上げて、これからの両公民館のそういった町民が気持ちよく利用できるような、安全対策も含めて、ひとつ最大の努力をしていただくよう、心からお願いを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君） 以上で、第2項、公民館の改築計画について、15番加島議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第3項、町内会や老人会等の政治活動について、8番上原議員の質問を行います。

8番上原議員。

○8番（上原 貢君） おはようございます。きょうは非常に一般質問として非常に古くて新しい、そして我々議員、政治家にとってもどかしい問題について一般質問を行いたいと思っております。

町内会や老人会等の政治活動について、質問を行います。

どこの自治体でも町内会は存在しているわけでございまして、地域コミュニティーを担っており、お互いが住みやすく、助け合いの精神で活動されております。会長さんがあり、班長さんや区長さんも回り持ちで世話をこなす、そして災害時もこの地域活動が力を発揮されて、頼もしい存在だと私は思っております。

しかし、こういったすばらしい組織であっても、これが選挙となると、上意下達の集票マシンとして化す現実があります。特に、連合会長さんなどの要職にある人が特定候補を応援した場合、町内会の意思としてその特定候補の後援会に入ることを強要されたり、集会への参加を呼びかけられたりするといひます。地域のコミュニティーを考えるとなかなか断れないと言われております。

こういった自治会と選挙の関係は多くの自治体で問題になっております。これは一般的な話をきょうはしております。全国でこういう話はたくさん出ております。ネットを見ればあちこちでこういう不満の声が出ております。議員からの一般質問をたく

さん見られます。

米子市では、選挙管理委員会が明快な回答をしておられますが、河内長野市やひたちなか市でも、自治会の選挙活動について「好ましくない」という記述があります。大抵好ましくないという回答をされております。岐阜県の高富町議会では総務課長が回答しておられまして、倫理条例をつくっておられます。それに関して「議員及び町長等は、自己の利益のために不正な方法で自治会を利用してはいけない。ほかには、一般的には補助金について裁量権の余地があるわけで、地位を利用することができるような相手方が対象となるもので、老人会や商工会など、これがそれに当たると考えられる。」と述べております。

政治資金規正法は、国から補助金を受けている企業や団体が関係する政治団体の寄附を禁じておりますが、町内会や老人会も似たような側面があると私は思うわけでございます。

我が府中町の町内会や老人会も、町から何十万円、何百万円という補助金を受けて運営されております。その補助金額は、運営全予算の9割以上を占めているかもしれません。それほど多くの予算を占めております。これは税金でございます。税金で多額の補助を受けながら、特定候補の政治活動をやってもいいものか。町内会や老人会は政治団体ではありません。これについて御回答願いたいと思います。

また、町内会の中には、地方自治法260条の2に該当する地縁による団体、これは法人的な町内会だという認定する地縁による団体というのが法律にございますが、その数、府中町にもかなりあると思うんですが、その数についてもお答え願いたい。

本来、コミュニティーとして存在する町内会や老人会は、政治に利用されるべきでないと思うわけでございますが、町当局はどのようにお考えでしょうか。選挙管理委員会の見解を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（中村武弘君） 答弁。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（新見公平君） 皆さん、おはようございます。選挙管理委員会事務局長です。8番上原議員からの町内会や老人会等の政治活動についてという御質問に御答弁いたします。

初めに、選挙制度についてですが、公職選挙法第1条に規定されていますように、

日本国憲法の精神にのり、その選挙は選挙人の自由に表明する意思によって、公明かつ適正に行われることを確保し、民主政治の健全な発達に期する必要がございます。

さて、町内会は御質問にもありますとおり、典型的な地縁に基づく組織であり、地域のコミュニティーを担い、お互いが住みやすく、助け合いの精神で活動されているものでございます。町はこうした地域の発展、コミュニティーの醸成を目的とし、よりよいまちづくり、町の発展のため、地域の活動に対して補助金を交付しているところでございます。

御質問では、町の補助金を受けている町内会等が選挙を行う場面などにおいて、特定候補者の政治活動、選挙運動を行ってもよいものかということでございますが、選挙で特定候補者の支援等を行う行為につきましては、公職選挙法第136条の2で言う、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止などといった選挙運動の禁止に当たらないと解しております。特に規制されるものではありません。つまり、町内会等において特定の政党や候補者を支持したとしても、法に抵触することではなく、当該団体の構成員が自由意思により投票できるのであれば、問題ありません。

なお、町の町内会、老人会などへの補助金は、その交付要綱において、政治活動、選挙運動に充てられることはありませんので、何ら問題はないと認識しております。

次に、町内会の中で地方自治法第260条の2に該当する地縁による団体の数という御質問でございますが、11月末現在で67団体となっております。

なお、このうち認可を受けた地縁団体は3団体でございます。

最後に、町内会を政治に利用されるべきでないとの御質問ですが、利用という定義についてはいろいろあると思います。団体、それから個人を問わず、政治に関心を持ち、政治意識の向上に努めていただくことは、投票率の向上につながると選挙管理委員会では考えております。

答弁は以上でございます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 2回目質問はございますか。

8番上原議員。

○8番（上原 貢君） 大変あちこちに配慮された御回答で、よくその意思是わかります。しかしながら、ここでちょっと米子市の選挙管理委員会の回答がございます。ちょっと読んでみますね。団体や有権者の集会などで一人一人が白紙の状態から、これ、質問こうですね、自治会などで候補者を推薦してもいいですかという質問でございま

す。これはホームページに書いてあります。米子市では、団体や有権者の集会などで一人一人が白紙の状態から相談、白紙の状態からですよ、状態から相談し、推薦する候補者を決定することは一般に差し支えないこととされています。これ今答弁されたとおりでございます。

しかし、ここからです、しかし、自治会の会員の中にはさまざま政党や候補者を支持する方がおられ、選挙についての考え方は多種多様でございます。選挙は選挙人一人一人の自由な意思で投票することが基本です。自治会などが特定の候補者を推薦することは、個人の政治活動に支障を来したり、投票勧奨などで投票の自由が侵害されるおそれがあり、好ましいことではありませんと、こういうふうに米子の選挙管理委員会は回答されてます。

それから、各地の選挙管理委員会は同じような回答ですよ、ほとんど、どこでも。府中町は特別な考え方で回答しておられるんですか。

○議長（中村武弘君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（新見公平君） 今の米子市のホームページの件でございますが、私どものほうといたしましては、あくまでも町内会につきましては任意団体なので、これにつきましては選挙運動の制限はありません。そういう御回答をさせていただいておるところでございます。規約、構成員の意思で活動していくと言われることが一番大切なことであって、その当該団体の構成員が自由意思により投票できるのであれば、問題はないというふうに選挙管理委員会としては御答弁させていただきました。

以上です。

○議長（中村武弘君） 3回目の質問はございますか。

8番上原議員。

○8番（上原 貢君） これは愛媛県の稲沢市の選挙管理委員会が回答してるんですが、こういうことを言ってます。町内会を通して後援会の趣意書を多数配るとするのは事前運動になるんじゃないかという質問に対して、これは事前運動に解釈されるというふうに解釈、回答されております。そういうふうに、こういった事例は非常にグレーなんです。私がなぜこれきょうやってるかといいますと、こういうグレーなことを府中町はやってるんじゃないかというふうに感じるわけです。いつかはこの問題についてはきっちりとした意識を持ってもらって、そういうことを住民が意識を持つという

ことは大事なんだろうと思います。誰かの扇動によって、これが例えば老人会、町内会、政治団体と思って入ってる人は誰もいないんですよ。政治団体でない、普通のコミュニティ団体と思って入っているのに、これを強要されている現実があり、そして、それについての意識が薄い、だから、きょう私はこうやって一般質問しているわけです。過去にあれがあった、これがあった、こんなことを言ってるわけじゃないですよ。これはいいことか悪いことかと言ってるわけです。

コミュニティ活動でできている町内会、老人会は、一般的に一人一人が政治活動する、それは構わないことですよ、当然ですよ。しかし、この組織を使って政治活動をするのは、まことに好ましくないとは思っているわけでございます。もう3回目の質問ですので、その辺について、好ましいか、好ましくないのか、最後にお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（中村武弘君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（新見公平君） あくまでもこれは公職選挙法において地位を利用した選挙運動は禁止されておりますが、地位を利用したとしても、その職務上の影響力を用いて第三者に働きかけることをいいますが、言いかえれば、特別職とか公務員がその地位にあるがため、特に選挙運動において効果的に行えるような影響力を、または得られるような行為を行うという意味でございますので、したがって、これら行為については、地位を利用しない個人の立場で運動することは、一向に差し支えないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 以上で、第3項、町内会や老人会等の政治活動について、8番上原議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 休憩をします。再開は10時55分。

（休憩 午前10時42分）

（再開 午前10時55分）

○議長（中村武弘君） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 続いて、総務文教関係、第4項、揚倉山健康運動公園の利用向

上を、について、1 番岩竹議員の質問を行います。

1 番岩竹議員。

○1 番（岩竹博明君） 皆さん、おはようございます。揚倉山健康運動公園の利用向上をということで質問をさせていただきます。

今日の高齢化社会を踏まえ、健康づくりのための生涯スポーツ推進を目的として、また、町民の運動能力向上（子供たちからお年寄りまで）や健康維持を図り、ひいては医療費の削減を目指す自治体として、さらなる社会体育施設の充実向上のための施策として、揚倉山健康運動公園の再整備をお願いしたいと思います。

当公園は、上段、下段とも天然芝であります。利用者の一部からは評価されているとも聞いていますが、芝の養生期間中（5 月から 7・8 月）利用できません。そうしたことから、天然芝から人工芝へかえて、年間を通しての活用できるよう、見直していただきたいと思います。

初期投資にはある程度の財源投入が必要であると見込まれますが、利用頻度、維持管理面での費用対効果は大変大きいと思われれます。できれば、上段だけでも人工芝にかえ、将来の維持管理のための財源対策として、受益者負担額の見直しも視野に入れ、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、御見解を伺います。よろしく願いします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

教育長。

○教育長（高杉良知君） 1 番岩竹議員の揚倉山健康運動公園の利用向上を、について答弁をさせていただきます。

上段のグラウンドを天然芝から人工芝に張りかえて利用率を向上することにつきましては、平成 27 年 3 月の議会でも御質問をいただきました。教育委員会といたしましては、これまでそのことを受けて調査、研究を行ってまいりました。

平成 8 年度オープン当時はまだ人工芝については、一般的なものではなく、品質も天然芝に比べてかなり劣っており、プレーヤーにとっても体への負担が大きいなどと言われておりました。しかし、ここ最近の人工芝は品質もかなり改良されてきており、より天然芝に近い製品が開発をされていると聞いております。

揚倉山健康運動公園上段グラウンドを人工芝に変更した場合でございますけれども、議員の御指摘のとおり、3 カ月から 4 カ月の芝の養生のための使用禁止期間が必要な

くなります。ということで、一年中フルに稼働できるようになるわけでございます。  
また、1日当たりの利用可能時間についても、現在は6時間程度を限度としておりますが、これも芝の養生という観点であります、それも必要なくなります。また、天候の影響を受けにくい、雨の後に使用しても状態が余り変わらないといったメリットがあるため、住民が利用しやすく、生涯スポーツの推進に寄与していく施設になるものというふうに思います。

教育委員会といたしましても、今後の揚倉山健康運動公園の将来を考える上で、約10年前に人工芝のグラウンドを整備された廿日市市のグリーンフィールドサッカー場にこの夏に視察に参りました。当該施設は、平成19年にオープンしたグラウンドでございます。当初の年間利用者が4万2,000人から、平成26年度には7万人となり、利用者が拡大をしております。

次に、経費的な面についてですけれども、揚倉山健康運動公園の上段のグラウンドを天然芝から人工芝に改修する場合の経費は、芝の改修工事費が約1億9,000万円程度必要でございます。スポーツ振興くじ助成金、t o t oというふうによく言われますが、このt o t oの助成金約4,500万円を利用できたとしても、かなりの経費負担が必要となり、またフェンス等の周辺整備も必要になってまいります。

ただ、人工芝になれば、芝の維持管理費用が年間60万円となります。現在、毎年支出しております天然芝の維持管理費用が、上、下段合わせて年間約800万円であることから、維持管理費用はかなりの削減となるというふうに思います。

人工芝につきましては、耐用年数が10年というふうに言われておりますが、廿日市市の場合は使用頻度が高いため、8年で張りかえを行ったそうでございます。張りかえ費用は約1億2,000万円程度が必要であり、8年から10年ごとに行う必要がございます。

経費的なメリットについては、初期費用のインシャルコスト及び芝の更新時負担と、現在の天然芝の毎年の維持管理経費の比較になりますけれども、使用料も稼働率が向上すれば、増加がある程度見込めるため、長期的なスパンで考えた場合はメリットもあるのではないかというふうに思われるわけでございます。

今後は、住民の皆さんや関係者等から御意見をいただく機会などを設けるなどして、揚倉山健康運動公園の将来的な方向性や利用向上について検討してまいりたいというふうに考えております。



答弁は以上です。

○議長（中村武弘君） 2 回目の質問はございますか。

1 番岩竹議員。

○1 番（岩竹博明君） 調査研究をされ検討されているということに対して、ありがとうございます。何事においても費用対効果が一番だと思いますが、住民、町民の方に還元することが一番重要だと思います。87 億円投資した割には、利用率が低いんじゃないかと思います。現在の維持管理費用、上下段で年間 800 万円ですが、当初何年間は 1,600 万円だったと思うんですが、現在は半分になってるということで、これは人件費ぐらいにしかならないと、大した養生もできないんじゃないかなと思います。費用をかけた割にはグラウンドがでこぼこで、グラウンド養生をやった後もサッカーなんかに使うと、もうすぐでこぼこになると、芝も剥げるということで、非常にけがの原因にもなるということで危惧しております。

現在の天然芝だと、使用時間の制限、1 日に 6 時間という制限が設けられておるわけですね。そのためにナイターの使用をとめているということなんですね。ナイターをとめているもう一つの理由は、照明料の基本料を下げたいということで、使用をとめているということなんですが、これは本当に後ろ向きじゃないかと思います。大いに利用向上を上げて、受益者負担ですね、こういうふうにして利益を上げていく方法もあるんじゃないかと思います。ナイターの照明も現在の照明から LED にかえたら、維持費が 3 分の 1 から 4 分の 1 になるということです。これもぜひ検討していただきたいと思うんですが、お考えを伺います。

○議長（中村武弘君） 答弁。

教育次長。

○教育次長（戸田秀生君） 1 番岩竹議員の再質問にお答えさせていただきます。

ナイター照明につきましては、御指摘のとおり、現在は LED がかなり普及してまわってきておりますので、照明を LED 化すれば、経費も議員言われましたように、削減ができると考えております。ただ、その整備する費用については、初期投資がまた必要になってまいりますので、そういった財政的な条件等いろいろ踏まえて、今後考えていきたいと思っております。

現在の状況を少しお話いたしますと、先月ぐらいからイノシシがちょっと揚倉山運動公園のほうへ出没いたしまして、上段の芝をかなり掘り返したりしておるような

状況で、中のミミズであるとか虫等を食べるために、ちょっと使うのにも支障を来す直前ぐらいまで来てるような状況もありまして、維持管理で大変今苦慮しておるところでございます。人工芝になれば、そういった面も軽減されるのではないかというふうなメリットも考えております。そういったいろんな財政的なことであるとか、利用者の声を聞きながら、今後前向きに検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 3 回目の質問はございますか。

1 番岩竹議員。

○1 番（岩竹博明君） この質問する理由の中に空城山公園がありますが、ここはもうフル稼働に近い状態なんですね。各種団体とか町民の方が借りる場合でも、なかなかあいてないということで、揚倉山健康運動公園、ここの利用向上を上げていただきたいという思いで質問をさせていただきました。いろいろこれから検討をしていただくということなんですが、最後に、町長がこの揚倉山健康運動公園についての位置づけ、方向づけ、これからの利用向上に向けての思いをお伺いしたいと思います。

○議長（中村武弘君） 町長。

○町長（佐藤信治君） 御質問がありましたように、先ほども申し上げましたように、公共施設というのは町民のためにつくった施設でございますので、町民の方に御利用いただかないといけない、施設が遊んでるといのは一番もったいないというふうに思います。そういう観点からいえば、揚倉山健康運動公園の運動施設がしっかり効果を発揮してるかというのは、少し疑問かなというふうに思います。いろいろコストの面とか、いろいろ検討を今続けてますけど、費用対効果ということからいえば、例えばここ、今の答弁で言えば、8 年から 10 年でもう一回更新せないかん、そうすると収支計画からいえば、8 年から 10 年ぐらいで初期投資をその間に受益者負担で回収できるかどうかということになるかと思います。

したがって、この受益者負担で改修できるかどうかということになると、その利用率をどうやって高めるかということだと思います。非常に府中町の揚倉山健康運動公園、私どもにとっては非常に上のほうにあって、使い勝手が悪いという印象を受けてますけど、広島都市圏で言えば、こんなに便利なところに芝生の運動場があるというのは、羨望の的なんだそうです。したがって、その使い方によっては、利用率を高めていくというのは十分可能であろうというふうに思いますし、そういうふうな民間

感覚で計画を立ててもらいたいなというふうに思ってます。そういうことができれば、実はこの第4次総合計画の中でも揚倉山健康運動公園の芝生を人工芝にしたらどうかというのは検討したわけですが、ちょっと時期尚早ということで4次総の中に入っていないんです。入っていないけれども、そういうふうに費用対効果でしっかりペイができるかということが確認できれば、それはやりようがあるのかなというふうに思ってます。

もう2点は、公共施設ですから、民間施設のように投資したものを全て回収すべきかどうかというのは考える必要があるかと思います。いうのは、公共施設というのはいはり社会的便益というのが大きいわけでありまして、民間施設のように、全て私費負担で賄うというわけではないわけですね。したがって、揚倉山健康運動公園のその社会的な便益がどの程度あって、どの程度受益者負担でやっていかにゃあいけんのかというのもやっぱり精査する必要がある。その際には、公費が出てくるわけで、それは今後の町の財政見通し、状況の中でその辺も判断をしていく必要があるかだと思います。

いずれにしても、施設は利用いただいて、その町民の方に便益を享受いただくということが一番大事でございますので、そういう観点からしっかりと研究を、それも長い時間かけるのではなくて、時間軸も頭に入れながら、しっかり教育委員会を中心に検討していきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（中村武弘君） 以上で、第4項、揚倉山健康運動公園の利用向上を、について、1番岩竹議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第5項、児童・生徒の通学路の安全確保について、5番繁政議員の質問を行います。

5番繁政議員。

○5番（繁政秀子君） 児童・生徒の通学路の安全確保について、質問いたします。

10月ぐらいでしたか、9月ぐらいでしたかね、横浜で並んで通学をしてる生徒の中に、児童の中に80ぐらいのおじいちゃんだったかね、自動車を誤ってぶつけて、1年生の子どもさんが亡くなったという事故がありましたよね。並んで、きちっとききょうめに並んで学校へ行きよるのに、自動車がぶつかってきて亡くなったりする。今こういうふうな時代ですが、特に府中町は通学路が狭いんですよ、大体狭い。歩いてみたらわかるんですが、本当に狭いところをききょうめに子どもが並

んで行っておりますが、今のところ大きな事故には遭っておりませんが、事故があったからでは遅いので、今回この質問をするのと。

もう一つは、そのおじいちゃんが80で免許を持って運転されとったのが、よかったか悪かったか、そのことも考えにやあいけませんので、そのこともひっかけて、私は厚生委員長ですから、きょうはそれもひっかけて質問をさせてもらうようにいたしましたので、その点は行政のほうも議員さんも御理解をいただきたいと思います。

現在、本町、うちの町では児童・生徒の登下校のときに、学校との連携のもと、地域のボランティアさん、要するにきょうたくさんの方が来ていらっしゃいますが、その皆さんがボランティアで通学路の子どもたちの見守りをずうっとやってくださっております。本当にこの前、青少年町民会議で表彰を受けられた、誰誰が受けられたというのがありますが、ここに来ていらっしゃる人は何十年、本当にずっとやっておられるのに、皆さんに表彰状をあげたらいいんじゃないかなと思うぐらい見守りをしてくださってる方たちばかりです。

そういう中で、一方、文部科学省や警察庁では、児童・生徒の安全教育推進など、通学時の安全通行意識や能力の向上のためのさまざまな取り組みを推し進めています、学校での児童・生徒に対する今日の取り組みについて伺いたいと思います。

また、近年では、安全である通学路であっても、特に高齢者による交通事故も多発しています。国は文部科学省と警察庁と連携してさまざまな対応策を検討されていると思いますが、高齢者の運転中の事故発生率は年々増加傾向にあります。こうした現状の中、交通事故の未然防止、特に子どもを守るため、高齢者の運転免許証の自主返納の促進啓発も、町として私は大いに考えてこれを課題として取り上げてもらいたいと思います。

しかしながら、高齢者については買い物等のため車利用が欠かせません。いろんな理由で車に乗られるんですが、自主返納率の伸びは大変低い状況であると聞いております。他の自治体でもいろいろ取り組んでいらっしゃいます。公共交通割引券とか、それから地域振興券みたいなのを出しとるところもあるそうですが、いろいろ助成制度をされて交通事故が起きないように、また高齢者の人がなるべくなら自主的に返納されるように、行政が応援してるところがたくさんあるんですが、ぜひ府中町でもそのことを実践してもらいたいと思ってこれを出しました。事故が起きてからでは大変ですから、どうぞ教育委員会と町長さんは特に考えて、自主返納されたらいいことがある、

府中町では、というようなことを検討されたらどうかなと思いますので、よろしく御答弁をお願いします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（坂本雅司君） おはようございます。生活環境部長です。5番繁政議員の児童・生徒の通学路の安全確保について、御答弁させていただきます。

まず1点目の御質問の学校での児童・生徒に対する今日の取り組みについてです。

学校保健安全法に基づき、学校安全計画を策定しており、交通安全指導を含む、学校内外での児童・生徒の安全に係るさまざまな対策を講じております。

主なものとしまして、交通安全教室があります。東警察署、交通安全協会などの協力を得て、心身の発達状態や地域の事情に応じ、歩行者及び自転車の利用者としての必要な知識を習得させるとともに、安全に道路を運行するため、道路における危険を予測する学習を通じて、安全に通行する意識及び能力の向上を行っております。

また、新小学1年生の入学時には児童や保護者への登下校時の交通安全を喚起する冊子を配布するとともに、黄色のランドセルカバーの配布により、ドライバーの注意喚起を行っておるところでございます。

2点目の御質問、高齢者の運転免許証の自主返納を促進するため、他の自治体が行っている公共交通割引券などの助成制度の検討についてでございます。

新聞報道によりますと、中国5県、65歳以上の高齢者の過失の重い第1当事者となった人身事故の割合が10年前の1.6倍になったとありました。全体の事故件数は大幅に減少する中、高齢者による事故がふえております。主な事故原因は、ハンドルのミスやブレーキとアクセルの踏み違いなどの誤操作で、加齢による判断力の低下などが影響しているものと思われます。

事故防止の観点から、各市町で運転免許自主返納を促す施策として、返納時にバス乗車券やタクシー運賃の助成券を支給する制度を導入している市町があります。県内では、安芸高田市、三次市、世羅町となっております。

導入している地域は、公共交通機関の利用しにくい山間部があり、過疎化により老人のみの高齢者世帯が多くなっております。この中で高齢者自身がどうしても運転をせざるを得ないということで自主返納がなかなか進まないという状況でございます。

免許を返納いたしましても、日々の暮らしの中で買い物へ行ったり、それから病院

へ行ったりなど、みずから足を動かして移動しなければなりません。こういった一人一人のライフスタイルを助成制度で補助していくということは、一過性、返納時にだけ助成するものでは意味がありません。生活を支える恒常的な制度でなければ意味がないと考えております。その中で、この助成制度を実施することは難しいのではないかというふうに考えてます。

単に事故防止の観点ではなく、府中町におきましては、交通弱者と言われる方、あるいは町の東北部のちょっと不便な場所、そういったところの環境を整えるという意味で、事故防止のみでなく府中町の交通という視点を加えた施策、そのためには運転することにかわる交通アクセスの構築が最優先だと考えております。

町内には駅やバス停までのアクセスが困難な地域がありますので、町内を循環するつばきバスを初めとして、社会福祉協議会が運行している「いくでえ号」による補完をしているところですが、まだ十分なものは言えないものと思っております。今後も運転をしなくても目的地まで安全に移動できるよう、公共交通機関の活用を軸に、それを補完する効率的なアクセス整備の調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中村武弘君） 2回目の質問ございますか。

5番繁政議員。

○5番（繁政秀子君） 答弁いただいたんですが、考え方の違いじゃ。一過性に終わらんじゃあつまらんという言うんじゃけど、一過性でももう返納してしまったら乗れんのんじゃけ、乗れんのんじゃけ、返納してしまったら乗れんでしょう。一過性でもそのときに今のタクシー券の補助でもバスの補助券でも何でも少し差し上げて、返納してもらったら、一過性でその人はもう乗ってんないから、事故をするようなことはないじゃないですか。一過性でもその考え方、一過性じゃけそれはそのときだけだめ、これはまた考え方が違うんじゃないかと思うんです。もう一回よう考えてみてもらいたい。一過性でもこの分はもう返納してしまったらその人はもう乗れないんだから、乗ってもらって事故を起こしてもらったら困るというんで、返納したらどうかっていうのを質問するので、その一過性の考え方は私は違うと思う。

だから、やってみちゃったらいいいんじゃないかなと思いますよ。よそでやってみて、安芸高田市、三次のほうは狭いけん、狭いし、年寄りが多いけ、どうしても車に乗ることが多いから、そういうようにやってんじやろうといいますが、なぜ交通、子ども

たちの通学路が狭いでしょう、うちら方も。それで、ひょっとしたらいつ、どこで、  
どのような事故が起きるか、だから通学路も加えて言ったんよ、狭いところじゃ  
け。そこで年を重ねた人が運転をして子どもをはねるかもわからんじゃないですか。  
だから、それはぜひ考えてもらいたいと思う。

それから、もう一つ質問なんじゃけど、これはせんだって友達が免許を自主返納す  
るのに免許センターへ持っていったんじゃそうなの。そしたら、免許センターへ持つ  
ていったら、免許センターまでの交通費が要ったね。それからあこへ行って自主返納  
する手続きをしてもらったら、1, 600円取られたんやそうなの。それで、友達が言  
うの、1, 600円何で取られる、お金が要ったんだそうなの。それで身分証明みたい  
なのをもらって帰ってきちゃったんだそうなの。自主返納しんさい、しんさい言う  
とっても、そんなお金が要るんじゃったら、しないんじゃないんかって、その人が言  
うわけよ。何でそういうお金が要るんかねいうて、ずっと2, 500円安全協会へ入  
ってお金払いよったのに、安全協会のほうからそういうことをされる人に対してはそ  
ういう交通費も、それから今度は1, 600円何で要るんか知りませんが、手続きで要  
るんだったら、それをそっちのほうで払ってもらうようなことにしてもろうたらどう  
か、じゃあきょう質問してみるけて言うたんですけど、それを教えてください。どう  
してそういうようなお金が要るのか。

それから、私が思うのに、やっぱり広報へ載せて、自主返納していただいたら、例  
えばバスの、バスでも何でも、タクシーの補助でもいたしますよいうの、出してみた  
ら、ひょっとしたらたくさんされるかどうか、それはわかりませんが。それと、そ  
れから、自主返納するのに、どこでどういうようにしたら自主返納がみやすく簡単に  
できるかいうのも、広報にちゃんとわかりやすく出してもらいたいわ。そんな自主返  
納したほうがええらしい、年ひろうてから免許を持って運転したら事故を起こしたら  
いけんけいというのは言うところけど、そういうことが行政のほうで、サービスじゃないん  
ですが、そういうようなんがきちっと出してないじゃないですか、書いてないじゃな  
いですか。ですから、みんな自主返納したらどこへ持っていったらええんかね、さあ  
ね、いうようなところじゃけん。今まだそういうところじゃけん、広報にきちっとわ  
かりやすく出してもらいたい。これは今回特に言うときたい。自主返納されるんだっ  
たらこうこうこういう手続きがどこでできて、どういうにしたらええいというのは書いても  
らいたい。

それと、さっき言うたように、自主返納をやってもらいたい。私はされたほうが事故を起こしたからじゃいけないので、進めてもらいたいと思うからこの質問しとるんじゃけど、何かそうじゃけ意味がないように言われたんだけど。それと、それよりも、まず、どういうんですか、交通アクセスをよくして、お年寄りが運転せんでも出やすいようにするんが最初じゃて、一番じゃて言われましたが、今健康寿命と言われとろう、健康寿命、それは何か言うたら、歩くこと、歩くこと、じゃから免許を返して健康寿命を長生きしましょう、元気で、そういうようなのをうたい文句として、府中町で出したらどう。そういうことを考えてやっていかんかいねいう質問しとるわけじゃけ。

町長さんも、さっきちょっと言うたら、まあアクセスをようして、交通アクセスをようしたらええんじゃないかと言われたんですが、本当は歩くことが一番ですから、健康寿命が延びるんですから、そのことを考えたら、アクセスをようして、自動車やら車で行政が送ったげますよ、どうこうしたげますよと言う前に、やっぱり自主返納して、みんなで元気で歩いていただいて、府中町ではみんな高齢者も若い人たちも元気で頑張ってる町ぐらいにしたらいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。お二人が答弁して。

○議長（中村武弘君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（倉崎誠一郎君） 5 番繁政議員の 3 つ質問がありましたので、それぞれについて答弁させていただきたいと思います。

まず 1 点目、例えば免許証の自主返納をすることによって、その見返りではないんですが、タクシー券とかそういうバスの乗車券の補助券を交付したらどうかと、仮に一過性についても効果があるんじゃないか、今後事故の起きない世の中になるんじゃないかということだと思います。

そこで、まず 1 点、府中町における免許証の自主返納について、広島県警本部である統計資料をもとに聞き取りをしましたので、まずその点から答弁させていただきます。

府中町の 65 歳以上における免許証自主返納については、平成 23 年の 8 名、8 件ありました。平成 24 年は 36 件、平成 25 年は 45 件、平成 26 年は 62 件、平成 27 年は 88 件、年間における返納件数です。ことしの 11 月末においては 102 件と。県内では過去 5 年前と比べると、県内の平均では大体平成 23 年とことしの 11 月末を比較しますと、返納が約 5 倍に上がっております。



一方、府中町では、先ほど申しました平成２３年の８件から１０２件に上がっておりますので、１２．８倍、つまり県内でも高齢者による免許証の自主返納というのは、一番進んだような状況です。

昨日の新聞報道でも、福山市についても触れてありましたが、福山市でも５年前と比較しても２．６倍ということで、特に福山市のほうも自主返納をどうやって進めていくかというのが課題になってるということだそうです。まずは府中町における高齢者等の免許証の自主返納については、県内では進んだということをまずお伝えします。

それと、２番目につきまして、お友達の方が免許センターで自主返納する際にお金がかかったということなんですが、ちょっと申しわけありません。具体的には何の手数料かというのを、ちょっと私たちきょうはわからないんですけども、調べたいと思います。

３点目、こういった免許証の自主返納について、一般住民の方は知らない方が多いと、つまり広報紙での周知という質問についてなんですが、我々も早速にでもそういうのをちょっと調べまして、具体的にどのところで幾ら手数料で手続をすれば自主返納になるということも、広報にうたっていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（中村武弘君）　３回目の質問はございますか。

５番繁政議員。

○５番（繁政秀子君）　町長に答えてもらいたいわ、町長さんがどういう考えをしとってか。私はやっぱり今聞いたら１２．８倍、割と、ほいじゃから府中町はそういうことに関して自主返納して、自分のことですから、事故を起こしたら自分が困るわけですから、やっぱりしっかりした人が多いというたらいけません、自分のことはしっかり考えていらっしゃる高齢者の人が多いんだなと思います。

ですから、よその、府中町は本当に、町長は何遍もおっしゃいますが、住んでみたい、住んでよかった府中町、昔から言っていっぱいいますが、どこの町の人でも、府中町はいい町よねって、皆さんがおっしゃってくださいます。ですから、この今の自主返納のことについては、さっきおっしゃったように、広報にしっかり載せて、皆さんに進んで、まだまだ進んでやってもらうようにしたらいいのかなと思います。

それから、アクセスをよくしてあげるのには、皆さん喜ばれることですから、町長

はアクセスをようしたらええんじゃないかのおっしゃったんですが、アクセスだけじゃないんですよ、健康寿命も必要ですから、その辺を考えて答弁をもらいたいと思います。

○議長（中村武弘君） 答弁。

町長。

○町長（佐藤信治君） 私のほうも、今担当部署のほうから御答弁させていただいた内容に沿って考えております。今、数字で示しましたように、府中町は県内でも返納率が高いと。これ高いのは町民の皆様方、高齢者の方のしっかりしたそういう交通安全意識、そういうこともありますし、もう一つは、やはり府中町というのは非常に交通便利性の高い町ですから、中山間地のように、返納したけども、ほいじゃああしたから病院へどうやって通えばええんかと、それと買い物はどうしたらええんかと、そういう環境にないというのも、非常にその返納率が高いことに寄与しとるんだろうというふうに思います。

そういった状況の中で、議員さん御提案の何らかのインセンティブを与えるという、インセンティブを与えるというのは、やっぱり税金を使うということですから、そのことについての効果というのを、意義というのをやっぱり吟味しないといけないんだろうというふうに思っております。

それからあと2点、1点は、あと公共交通、そうはいっても府中町は非常に便利性の高い町ということで、交通の空白、不便地域というのが一定の鉄道の駅から何キロ以内とか、バス停から何キロ以内、バスも1日何便しかないというようなことで、そういうことを調べるわけですが、府中町の場合は、幸いなことに今申し上げましたように、そういう空白地域というのは非常に少ないです。ほぼ、そういう公共交通については充足しているということは、他の地域に比べて言えると思います。

ただ、今日的な課題としましては、先ほど部長のほうからも申し上げましたけれども、東北部の団地のその末端部分というんですか、そういう公共交通が行き届いてないところの問題、それからやはり社会的に高齢化しておるということですね、それと地形上の理由、坂が多いというようなところは、やはり今日的課題として、府中町として、もう一つ磨きをかけるためにはそこをどうしたらいいんかということは、今後取り組んでいくべきかなと。これは実は別に質問が出てますので、それで詳しく御説明したいと思うんですが、そういったことについて取り組んでいってだと思えます。

おっしゃられるように、健康寿命を延ばすためにしっかり歩こうと、もちろんそうですよ。歩く、歩くけれども、歩けない場合もあって、それで生活できなくて、府中町に住めなくなるというようなことにならないように、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

3点目、おっしゃるとおり、広報をしっかりするというのは大事だと思いますので、やってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中村武弘君） 以上で、第5項、児童・生徒の通学路の安全確保について、5番繁政議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第6項、いじめ・不登校への取り組み状況はについて、9番益田議員の質問を行います。

○9番（益田芳子君） 皆様、こんにちは。私は府中町の未来ある子どもたちに希望を与え、この町に誇りを持ってもらいたい、その思いで質問に入らせていただきます。

いじめ・不登校への取り組み状況は。

全国の小中高、特別支援学校が2015年度に把握したいじめは22万4,540件で、前年度から3万6,468件ふえて、過去最多となったことが文部科学省の問題行動調査でわかりました。その中で、児童・生徒が心身に大きな被害を受けるなど、いじめ防止対策推進法で規定をされている重大な事態は、298校で313件でした。文科相は、件数増は、いじめの兆候を早期に把握しようとする学校現場の機運が高まってきたものとの見解を示していますが、深刻な数字として受けとめ、これまで以上に未然防止や相談体制の拡充に全力を挙げるべきと思います。

いじめが重大な人権侵害であることは言うまでもありません。被害者の心に大きな傷を残し、取り返しのつかない事態をも引き起こしてしまう、この認識をいま一度、児童・生徒や保護者、教師らの間で共有する必要があると思います。

また、学校側がいじめを把握する上で、被害者以外の児童・生徒からの情報が役立つとされていますが、寄せられる情報は少ないのではないのでしょうか。こうしたことから、いじめが発生した後に対処することも大切ですが、いじめを起こさせない社会づくりに努めることは、私たちの大人の責任です。いじめ防止対策推進法の施行から3年余りですが、最悪のケースに追い込まれる深刻ないじめが後を絶たない現実があります。

以上のことから、以下伺います。

1. いじめ認知件数が過去最多となった2015年度調査の結果、本町のいじめ認知件数とその内容について。

2. いじめ防止対策推進法の施行から3年余り、本町の取り組みについて。

3. 携帯電話やメールを使ったいじめも急増している現実があります。教育委員会の認識と対応について。

4. いじめ、不登校など実態をチーム学校として、学校、行政、地域が一体となって総力を挙げ、子どもたちをさまざまなリスクから守る体制について。

お聞きいたします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

教育長。

○教育長（高杉良知君） 9番益田議員、いじめ・不登校への取り組み状況は、について答弁をさせていただきます。

まず、1項目めのいじめ認知件数が過去最多となった2015年度調査の結果、本町のいじめ認知件数とその内容についてでございます。

府中町の平成27年度のいじめ認知件数は、小学校が8件、中学校が9件、対前年比で申しますと、小学校で4件の増加、中学校で5件の増加となっております。

平成27年度の本町におけるいじめの内容についてですが、主なものといたしまして、冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるが、小学校3件、中学校8件、仲間外れ、集団による無視をされるが、中学校1件、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりするが、小学校5件などがあります。これらの事案につきましては、現在はお互いに納得をし、解決、解消しております。

2項目め、いじめ防止対策推進法の施行から3年余り、本町の取り組みについてでございます。

平成25年9月28日施行のいじめ防止対策推進法を受け、本町では平成26年3月25日に府中町いじめ防止基本方針を策定をいたしました。この方針に沿って、いじめの防止等に係る組織として、府中町いじめ問題対策連絡協議会、及び地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、府中町いじめ防止対策推進委員会を設置しております。

府中町いじめ防止対策推進委員会は、いじめ防止に向けた小・中学校の取り組み状

況について、いじめ問題に係る状況報告、いじめ防止推進のための具体的な取り組み策等を協議をしており、本年度は9月1日に第1回の協議会が開催され、いじめ防止のための対策として、啓発のための標語の募集をしてはどうか、この標語の旗と看板としての掲示をしていったらどうか、児童・生徒会議等で子どもの取り組みの方向を考えさせること、またスマートフォンや携帯電話を夜10時以降は使わせない取り組みといった提案が出されました。今年度中にこうした取り組みを具体化をしていく予定としているところでございます。

また、学校では、いじめ防止のため、学校いじめ防止基本方針を策定し、校長のリーダーシップのもと、いじめの防止及びいじめの早期発見、早期対応を組織的に行うためのいじめ防止委員会を設置をしております。

いじめの把握については、各学期に1回、1度、児童・生徒を対象にいじめアンケートや、保護者アンケートを実施したりすることなどにより、学校と家庭が協力して確実にいじめを認知し、解決に結びつけることができるよう取り組んでいるところでございます。

3項目め、携帯電話やメールを使ったいじめも急増している現実があります。教育委員会の認識と対応についてでございます。

本町における携帯電話やメールを使ったいじめの状況についてですが、本年度、1学期に携帯電話を使ったいじめ事案が中学校で1件認知されています。本人及び保護者から相談を受けた学校が警察等と連携しながら解決をしております。

教育委員会といたしましては、学校への携帯電話の持ち込みの禁止や、使用禁止を行うだけでは、児童・生徒をネット上のいじめやインターネット上の違法有害情報から守ることはできないということから、このような情報化の負の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや、有害情報への対応など、情報モラルをしっかりと教えることが重要であると考えておりまして、校長会や教頭会等で事案の共有化を図るとともに、取り組んでいくよう指導をしているところでございます。

こうしたこともありまして、昨年度は小学校で2校で外部講師を招いて講習会や研修を行い、本年度も3校が児童、保護者対象の研修を予定をしているところでございます。

4項目め、いじめ・不登校など、実態をチーム学校として、学校、行政、地域が一体となって総力を挙げ、子どもたちをさまざまなリスクから守る体制についてござ

います。

社会や経済の変化に伴い、子どもや家庭、地域社会も変容し、生徒指導や特別支援教育等にかかわる課題が複雑化、多様化しており、学校や教員だけが課題を抱えて対応するのでは、十分に解決することができない課題もふえております。

このように、複雑化、多様化した課題を解決し、子どもに必要な資質、能力を育んでいくためには、学校のマネジメント力を強化し、組織として教育活動に取り組む体制、チーム学校をつくり上げることが必要であると思っております。

チームとしての学校を実現するための具体的方策につきましては、一つは、教職員の指導体制の充実、２点目に、教員以外の専門スタッフの参画、そして３点目が地域との連携体制の強化が考えられると思っております。

例えば、地域との連携体制の強化につきましては、現在、府中南小学校で導入をしているコミュニティ・スクールの町内全小・中学校への導入が多様な地域人材等と連携、協力して、家庭や地域社会を巻き込み、教育活動を充実をしていくことにつながっていくと考えております。

これからも教育委員会では県の事業も活用し、引き続き関係機関と連携して、チームとしての学校の体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村武弘君）　２回目の質問はございますか。

９番益田議員。

○９番（益田芳子君）　御答弁、また調査報ありがとうございます。この資料に基づきましてお話をさせていただきます。

広島県下でも在籍の児童に対していじめ・不登校、こういった数字が上がっております。これは文科省がやはり今回の推進法によりまして、この認知件数を出せ、そういった件でこういった増加傾向にある数字が出てるかと思えます。これが反対にゼロであるということであれば、それは少しやはり私たちも認知件数に対してもっと深く追及をしていかないといけないのかなということも考えました。

文科省でも、先ほど教育長のほうからも内容についてお話がございましたように、文科省でもいじめ２２万４，５４０件のうち、小学校が１５万１，１９０件、前年度から２万８，４５６件の増、中学校では５万９，４２２件、６，４５１件の増、やはりその内容は冷やかし、悪口が６３．５％を占め、パソコンや携帯電話の誹謗、中傷

などは4.1%でございました。

このいじめ防止推進法は、不登校に追いやったような重大ないじめに対しては、市町村へ報告を学校に義務づけています。そして、子どもが孤立無援のまま追い詰められないように、学校に対策組織の常設の義務づけと情報を共有するように求めています。

携帯電話では、文科省でもいじめ防止推進法の見直しとして、例えばインターネットのいじめを題材に作文を書いたり、ディスカッションを行ったりすることで、他人の痛みに思いを寄せる感性を育ててほしい。家庭にあっても、命の大切さや思いやりの気持ちについて話し合うように努めたいとしています。

こうした取り組みを府中町でも南小学校1校が、命を育む授業の中で、赤ちゃん先生というNPO法人のママの働き方応援隊が実施をしてる事業で、学校に赤ちゃんとそのママが訪問し、赤ちゃんに触れ合うことによって、命の大切さを実感する体験学習をしています。県内でも廿日市、またこの安芸府中高校でもやっております。既に東京の文京区や兵庫の西宮では、今年度から小、中、高の授業に赤ちゃん先生クラスを導入し、授業を受けた児童や教育関係者からも大きな反響が出ています。府中町でもこうした全小学校と中学校2校への導入を実施できないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

それから、不登校などの実態をチーム学校として子どもたちのさまざまなリスクから守る体制につきましては、保健室、この保健室の機能にばらつきがあるんじゃないか、役割について、また対応をお聞かせください。

今、学校はいじめや貧困、発達障害など、子どもの抱えるさまざまな課題に直面をしています。教員は事務仕事や部活で、勤務時間は国際調査からも参加国中で最も長いとされています。部活動や事務など授業以外の時間にとられ、生徒と向き合う時間が少ない現状が浮き彫りとなっています。文部科学相の諮問機関の中央審議会が作業部会でこれからの学校像をまとめています。教員だけではなく、心理、福祉の専門スタッフや事務職員が力を合わせチームとして学校を支えようというものです。提言では、具体策として、心の相談に乗るカウンセラー、福祉の専門ソーシャルワーカーを学校の職員として法令に位置づけふやすように求めています。

また、事務職員が学校運営にかかわり、部活の支援員の制度を設けることも提案していますが、このチーム学校についてのお考え、先ほども少し触れられましたが

も、再度お尋ねをいたします。

4点目の不登校の子どもの支援では、フリースクールや夜間中学校など、多様な学びの場を提供する教育機会確保法が12月7日、参議院本会議で可決成立をいたしました。この法律は不登校でも本当は学びたい、学校に行きたい、つらく悲しい思いを抱えている生徒が、安心して学び続けられる場をみずから選ぶことができる仕組みを築く大きな一歩となります。

こうしたことから、ぜひ就学を希望する子どもへのフリースクールなどの公的支援の拡充や空き教室の提供や、長期の学校の休みにも教室を開放し、学習できる環境をぜひ整えてほしいと考えますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中村武弘君） 答弁。

学校教育課長。

○学校教育課長（中坊京子君） 益田議員の御質問にお答えいたします。

1点目、府中南小学校で行っている命を育む教育の一環で、赤ちゃん先生ということで、赤ちゃん和妈妈に来ていただいての命の大切さを実感する体験の学習の場ですが、これについては、実は南小学校の校長からの実践の報告も校長会でしていただいております。それを聞くと、やはりほかの学校もこういったことを進めていきたいというようなことは、校長先生方のほうから実際に御意見が出ているところです。今後、府中町教育委員会としましても、こういった取り組みについては進めてまいりたいというふうに考えております。

それから2点目、保健室の機能についてばらつきがあるのではないかと、役割や対応についてということでございました。保健室には養護教諭が町内にはどの学校にももちろんありますし、府中小学校は人数が多いということで、2名の配置となっております。そのほか、町の嘱託員としても、養護教諭が出張等不在の場合には、必ず保健室に対応する職員がつくようにという形で配置をしておるところでございます。

児童・生徒がやはり心や体の不安等について考えたときに、担任もですが、やはり保健室に行って保健室の先生に聞いてもらいたいという状況は多々あります。実際に保健室の教員が子どもに対応し、それからその保護者にもつなぎ面談を行っているという話は、各学校からの報告で上がっているところです。その学校によるばらつきというところは、まだ十分こちらもわかっていないところもございますが、そこがやっぱり子どもたちにとっての窓口の一つになるということは間違いありませんので、そ



の状況をしっかりと確認してまいりたいと思います。

保健室の養護教諭に限らず、スクールカウンセラーも各校にはおまして、こちらでの相談も多く寄せられておるところです。スクールカウンセラー、それから担任等もそういった相談に適切な対応ができる教職員ということで、そういったカウンセリング能力、技能も高めていきたいということで、研修も行っているところですが、やはり一人一人の子どもたちが安心して相談できる体制というところは整えていきたいと考えております。

続いて3点目、チーム学校ということで、いろいろな専門の職種である心の相談、心の専門家であるスクールカウンセラー、それから福祉の面で言いますと、スクールソーシャルワーカーといったところの配置がまだ十分とは言えませんが、特にスクールソーシャルワーカーについては、現在は府中中学校区のほうに1名配置ということで、県のほうからの配置があるところですが、こちらについても両中学校区において配置していただけるように要望していきたいと思っておりますし、それから教務事務支援員という形で、これも県のほうからの配置が7校中、今年度は3校ございました。教職員の負担軽減という形で印刷やいろいろな書類の整理、掲示物等といった事務的な仕事につくといった教務事務支援員という形のものがついておりますが、こういった人たちによって、こういった方たちももちろん子どもたちに対する便もあるかと思いますが、教職員がまた実際子どもたちとかかわる時間がふえるよう、こういった方たちの支援も得ていきたいと思っております。

それから、部活動支援員等については、府中町の場合は各中学校において部活動のコーチ等していただいているということで、そこにも支援していただけるように、そういった予算のほうもいただいているところでございます。いろいろな面での支援、チーム学校という内容がより充実していくように、今後また検討していきたいと思っております。

4点目、フリースクールにつきましては、フリースクールに限らず、不登校である、あるいは不登校傾向にある子どもたちが学べるようにということで、各学校の相談室あるいは教育委員会には適応指導教室もあり、そこを実際に活用している児童・生徒も在籍しているところがございます。フリースクールについても、今後これまでも学校と連携しながら、フリースクールに通っているお子さんの出席についても、それをきちんと学校の出席として扱っているという例もございます。また、引き続いてそこ

らも連携を取りながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 町長、ありますか。

町長。

○町長（佐藤信治君） お答えする前段として、町の教育行政は、御存じのように教育委員会が職務と権限をお持ちですから、教育委員会においてしっかりと進めていただくと。ただ、ですから、町長として過度にあれこれというのは差し控えるべきだというふうに思ってます。ただ、権能としまして、教育委員会が行う教育行政を予算をしっかりとつけていくと、ちゃんとしっかり、いうことは私のほうの権能でございますので、しっかり教育委員会の府中町の教育行政をしっかりと取り組んでいただくのは、しっかり後押ししていきたいというふうに思っておるというのが前段です。

それと、加えまして、教育委員会でしっかり考えていただいて教育行政をしていただくと、非常に府中町の場合、共通認識、同じベクトルで今教育、全体の教育、町行政が進んでおるというふうには認識しております。

具体的に、教育のその施設の活用についてですが、これもかねがね教育委員会の教育長を初めお願いをしていますが、実は学校施設というのは、府中町の公共施設において非常にウエートが大きいわけです。きょうの午前中もずっと公共施設を活用する、活用するというで申し上げますが、非常にウエートの多い学校施設をやはり有効に利用するということが非常に大事なことだと思います。

具体的にどういうふうな活用するかというのは、まず学校教育の場ですから、それを阻害するわけにはいかないわけですから、それを踏まえて、教育委員会が適切に公共施設の活用を利用策を今後しっかりと考えて実行していただけるものというふうに思ってますし、そのために経費がかかるのであれば、できるだけ財源が準備できれば、しっかり後押ししていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村武弘君） 3回目の質問はございますか。

益田議員。

○9番（益田芳子君） 御答弁ありがとうございました。命を大切にする、そういった赤ちゃん先生に対しては前向きな答弁をいただきました。大変ありがとうございます。

保健室の機能につきましては、なかなかばらつきがあるというふうに申し上げまし

た。子どもたちが本当に体調が悪くてという、今そういった次元ではなくって、心を痛めた、そういった子どもさんが居場所を求めて勉強以外に相談できる唯一の保健室でございますので、養護教員の方とともに、一生懸命こういった取り組みをぜひ推進をしていただきたいと思います。

不登校対策につきましては、まず1人を救う、新たな1人を出さない思いで、全ての子どもが安心できる居場所づくりに心がけ、子どもが互いに同じ思いを認め合うきずなづくりを続けて進めていただきたいと思います。

そして、チーム学校につきましては、チーム学校が機能すれば、子どもにとっていろんな大人に出会える機会がふえることにもなります。しかし、チーム学校のかなめはやはり教員だろうと思います。これまでの教員中心の学校文化が多様な教師の文化につながるのはなかなか容易なことではないと思っております。そのためにも学校、地域社会がいじめに対して傍観者にならない、チーム社会として子どもを見守ることが大事だと思います。

最後でございますけども、昨日、青少年育成会議の活動、子ども祭りに参加した折に、ある校長先生のほうから、こうしたたくさんの地域の皆さんと触れ合う場を大いに活用したい、子どもたちを元気づけたいとお聞きをいたしました。そこにやはり寂しい思いをしている子どもがいるのだなということも実感をいたしました。こういった活動に対して各小学校に届いてない、こういったことをするっていうのが届いてない、そういったことを訴えをされました。

その日の午後からは「ヒューマンフェスタ2016府中町」が開催をされまして、人権に取り組むすばらしい内容でございました。くすのきプラザのホールに来られた人数からは、会の集まりが共有できてないのではないかと、そういう思いもしました。届いてないのではないかなということも感じました。あくまでもいじめは人権の問題です。教育の目的は生きる力の育成だと私は思います。私たちの住む府中町で二度と悲しいことが起こらないように、皆さん決して忘れないでください。

以上で質問を終わります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（中村武弘君）　ここで休憩をしたいと思います。再開は午後1時15分から、休憩。

（休憩　午後0時07分）

(再開 午後 1 時 1 4 分)

○副議長（益田芳子君） 議長を交代いたしました。休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○副議長（益田芳子君） 引き続き一般質問を行います。

総務文教関係、第 7 項、児童生徒の学力向上に向けてについて、1 4 番西山議員の質問を行います。

1 4 番西山議員。

○1 4 番（西山 優君） 1 4 番西山です、どうぞよろしくお願いいたします。

質問事項について、児童生徒の学力向上に向けてということで、質問主旨、平成 2 8 年 4 月に、小学校 6 年生及び中学校 3 年生の児童生徒に全国学力・学習状況調査、こちらのほうの目的としては、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るという目的があります。そのような取り組みを通じて教育に関する継続的な検証、改善サイクルを確立する。学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てるという目的を持っております。

6 月には、県内の小学校 5 年生及び中学 2 年生を対象に広島県基礎基本定着状況調査が実施されました。こちらの目的としましては、学習指導要領に示されている目標及び内容に基づき基礎的、基本的な知識、技能の定着状況とともに、思考力、表現力などの学力の状況を把握する。児童生徒の生活や学習に関する意識や実態、及び各学校における教科指導などの実態を把握する。各学校が全県的な結果と比較、分析することを通じて、自校の課題を明確にするとともに、児童の指導内容や指導方法の改善、充実を図る。児童生徒の学力及び学習の状況を明らかにし、県の教育行政の施策に生かすというふうになっております。

どの調査も全教科を合わせた平均は、全国及び広島県を上回っています。特に、全国学力・学習状況調査においては、教科全ての平均においても全国及び広島県を上回っています。これは児童生徒の努力もありますが、先生方の御指導のたまものだとも思っております。

しかし、どちらの調査もその目的とすることは、さらなる児童生徒への教育指導の充実と学習状況の改善だと思われます。現在、学校の耐震化、そしてエアコン設置、

新規格の木製机の更新が行われ、教育環境の改善が進められており、今後さらなる校舎の有効活用を考えるとではないかと思われます。第4次総合計画の中においても、学校教育の推進を上げ、全国学力・学習状況調査の結果などの指標を上げておられます。教育委員会として、さらなる児童生徒への学力向上に向けての具体的な取り組みについてお尋ねをいたします。

○副議長（益田芳子君） 答弁。

教育長。

○教育長（高杉良知君） 14番西山議員、児童生徒の学力向上に向けてについて答弁をさせていただきます。

平成28年度全国学力・学習状況調査の府中町立学校の結果でございますけれども、先ほど議員から御指摘のとおり、小学校は全ての調査科目において、広島県平均及び全国平均を上回っております。中学校は国語B、数学A、Bにおいては広島県平均及び全国平均を上回りましたが、国語Aにおきましては全国平均を上回ったものの、県平均を0.2ポイント下回ってしまいました。

児童・生徒の学力向上につきましては、広島県全体で「学びの変革」を進めておりますが、府中町においてもこれからの社会に志を持って挑戦する資質、能力の育成を目指し、主体的な学びを促していく教育活動を進めております。そのためには、各校において授業改善を進めていくことが重要であると考えております。

「学びの変革」パイロット校、実践指定校を中心として、小・中学校の教職員が合同で授業改善のための研修を進めております。課題発見、解決学習を取り入れた主体的な学びを促す授業づくりを進めるとともに、学習内容の9年間の系統性、連続性を意識し、一人一人の児童・生徒の育ちを把握し、適切な指導ができるようにしてまいりたいというふうに考えております。

次の学校の耐震化、エアコン設置などの教育環境の改善が進む中で、学校施設の有効活用をどう考えているのかということについて、お答えをいたします。

これまでも学校施設につきましては、体育館やグラウンドの開放、特別教室の開放で、地域の文化、スポーツ団体を中心にさまざまな社会教育の活動にも活用されているところでございます。現在、学校耐震化やエアコン設置など、教育環境の改善がますます進む中において、活用の拡大が図れるものと考えております。

学校教育では、夏季休業中の学校図書館を開放し、児童・生徒の学習の場として提

供することを検討しております。そこでは児童・生徒が主体的に読書や学習に取り組むことができるとともに、夏休み中の課題も図書資料を活用した調べ学習を充実させることができます。また、自宅において学習することがなかなか難しい児童・生徒が、学習習慣を身につけることができるという効果も狙っているところであります。

社会教育では、特別教室の開放事業においても、対象教室の拡大を検討したいと考えております。また、社会教育の主催事業においても活用させていただくことも視野に入れております。

具体的に申し上げますと、来年度、文部科学省の補助事業である放課後子ども教室事業を活用して、夏休み期間中、小・中学校の児童・生徒を対象として、各校2回程度、教員、OBや大学生、地域のボランティアの方を配置し、学習支援を行うことを計画しているところでございます。これらの事業は各学校区の児童・生徒を対象とすることが多く、児童・生徒の安全を考慮し、学校施設を会場として活用するのがいいのではないかなというふうに考えておりますので、今後とも学校と協議をしながら、施設の有効活用を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、事業運営のために、児童・生徒への支援や施設の管理等に当たる人材の確保が必要になりますので、この面においても検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

14番西山議員。

○14番（西山 優君） 平成23年度より文科省で行われた地域コーディネーターによる学校支援というものがあるのですが、これについてお聞きしたいと思います。

地域コーディネーターというのは、府中町のほうの資料がありまして、23年度です、府中町学校支援地域本部というものがありまして、特徴としては、全町挙げての学校支援活動、8人の地域コーディネーターが町内にある5小学校、2中学校にかかわり、全町を挙げて学校を支援する活動を行っている。地域コーディネーター研修会の実施、あと地域の情報発信、学校共通の4つの支援としましては、ゲストティーチャー型、内容、児童・生徒の学習活動を直接指導、活動、英会話、楽器演奏、部活動指導など、学習アシスタント型、内容、教員の学習指導を側面から援助、活動、ミシン指導、校外学習時の引率補助など、情報メンテナンス型、内容、施設設備のメン

テナンス、活動、植木の選定、校舎などの補修、環境サポーター型、内容、誰もが参加できる環境整備、活動、草取り、校舎清掃など、児童の作品を展示するための場所として、学校の余裕教室を使った美の美術館などを行うというふうに書いてあるんですが、今、現状としまして、府中町では今どういう状況にこのコーディネーターのほうになっておるのか、教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○副議長（益田芳子君） 答弁。

教育次長。

○教育次長（戸田秀生君） 学校支援地域本部について、現状ということで再質問をいただいたんですけども、現在も学校支援地域本部というのは活動なされております。

成り立ちからちょっとお話いたしますと、これは平成20年に文部科学省の委託事業といたしまして、3年間補助金をいただきまして始まった事業でございます。平成20年から22年度までの3年間、その後23年度につきましては、町の独自の事業として自主事業として継続に実施しました。24年度から現在に至るまでは、自主活動グループとして引き続き活動されております。先ほど議員さんが言われましたが、当初の8名のコーディネーターの方がやられてたんですが、現在は7名の方が引き続いてやられております。

中身につきましては、今、西山議員が言われたとおりでございます、そういった事業を引き続きやっております。この本部につきましては、こういった活動が評価されまして、24年度には文部科学大臣賞を受賞するなど、活発に活動はされておまして、現在も自主的に続いてやっておられるというのが実態でございます。

以上でございます。

○副議長（益田芳子君） 3回目の質問はございますか。

14番西山議員。

○14番（西山 優君） ありがとうございます。いろいろと教えていただき、大変ありがたいです。今後も先ほどもお話しいただいたように、コミュニティ・スクールというお話もいただいておりますし、ぜひ学校活性化、学校のさらなる活用化をお願いしたいと思い、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○副議長（益田芳子君） 以上で、第7項、児童生徒の学力向上に向けてについて、14番西山議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第8項、投票率向上のための施策、及び障がい者の投票に

対する支援施策の向上はについて、3番橋井議員の質問を行います。

3番橋井議員。

○3番（橋井 肇君） 3番橋井です。よろしくお願いをいたします。

質問事項といたしまして、投票率向上のための施策、及び障がいのある方の投票に対する支援施策を質問をさせていただきます。

本年5月に執行された府中町長選の投票率が34.45%、9月に行われた町議会選挙の投票率においては、37.66%という過去最低の投票率を記録いたしました。期日前投票、投票時間の延長などで投票率アップの対策として、府中町選挙管理委員会の方々の広報活動、のぼりによるアピール、町内放送等々、さまざまな努力を重ねておられます。

投票に行かない人の理由として、面倒くさい、自分が動くほどの不満がないなど、さまざまな報道がなされていますが、どうすればもっと関心を持ってもらえるのか、今こそ我々が真剣に考えなければならないときが来ております。この現状の中で、投票率の低迷に歯どめをかけるために、さらなる施策の必要性があると考えますが、いかがでしょうか。

また、行かない人とは、逆に、自分自身が投票に行きたい、また我が子、我が親に投票させたくても、現状なかなか難しいとの声も聞きました。

その一つは、障がいのある方の投票についてであります。障がいによって問題点は異なりますが、大要、次のような声があります。情報が得られない、家で投票ができない、投票所に行けない、投票所に入れない、自分及び候補者の名前が書けないと投票できない、などの声があります。

現在、健常者の投票率の低下については、棄権防止が叫ばれ、さまざまな投票条件の緩和がなされている一方、投票したくてもできない人の参政権保障の対策がおくれているのではないのでしょうか。

知的障害のある方へのアンケート調査では、選挙への意識の高さがうかがえるデータがあります。各地で行われる選挙に「毎回行く、時々行く」という方が70%に上っていますが、せっかく投票所に足を運んでも、白紙で出して帰ってしまったという現実があります。

我が町府中町では、障害者福祉の充実を掲げ、障がい者の社会参画の促進、人権尊重の意思を醸成することをうたっています。一人一人の権利である選挙権が尊重され



る自治体として、障がいのある方にも可能な限り投票のしやすい環境づくりを推進する努力が必要ではないでしょうか。

以上の点について質問をさせていただきます。御答弁よろしく願いをいたします。

○副議長（益田芳子君） 答弁。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（新見公平君） 3 番橋井議員からの投票率向上のための施策、及び障がい者の投票に対する支援策の向上はという御質問に御答弁申し上げます。

まず 1 点目の投票率向上のための施策でございますが、選挙管理委員会では、明るい選挙推進協議会、それから教育委員会と連携をして、現在、主権者教育を拡充するよう取り組みを行っているところでございます。これは平成 23 年度に総務省選挙部主催の常時啓発事業のあり方等研究会最終報告書にありますように、国や社会の問題を自分の問題として捉え、みずから考え、みずから判断し行動していく主権者をつくることを目指した主権者教育に向かうといった方針に基づくものでございます。その中でも、将来の有権者である子どもたちに主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力、行動力の習熟を進めるといった意識の醸成を図ることが重要であると考えて行っているものでございます。

取り組みについてですが、町内 5 校の小学校 6 年生を対象にテキストによる講義や選挙クイズを行う出前講座の実施、中でも身近な題材、給食のデザートを選ぶ模擬投票を、昨年度モデル事業として府中小学校において開催し、本年度から小学校全校で実施する予定としております。

その他としまして、中学生では、生徒会選挙における選挙機材の貸し出し、定時登録や選挙時登録で新たに選挙人名簿に登録される 18 歳にバースデーカードの送付という取り組みを行っております。

現在、主に取り組んでおります主権者教育事業は中長期的な事業であり、投票率の向上についての即効性は期待できないかもしれませんが、近い将来、高い資質を持った主権者をつくり出し、質の高い投票行動に結びつくと考えております。今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

また、投票環境の向上としましては、次回選挙を目標に期日前投票所の増設を行いたいと考えております。これは廃止となりました旧町立南保育所投票所の対応という側面もありますが、平成 28 年 3 月議会でも答弁させていただきました大型ショッピ

ングセンターへの設置について、増床され新たに設置されました多目的スペースを利用させていただき協議を進めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の障害者の投票に対する支援施策の向上はについてでございますが、選挙は民主主義の根幹であります。その意味で、投票環境の整備、充実を図ることは大切なことであります。

本年4月に施行されました障害者差別解消法においても、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められており、今後さらに、障害者が選挙権を行使できる制度面の整備が進められていくのではないかと考えておりますが、現在の状況を踏まえ、情報が得にくいこと、投票所の環境の問題などの理由で、現実投票に行くことが困難な障害者も少なくないといった非常に重要な問題を指摘されたものと考えております。

投票に関しましては、公職選挙法で規定されております重度の障害がある人という一定の要件を満たす方には、郵便等による不在者投票、県選管指定施設入所の場合に限りますが、病院等での不在者投票といった制度、上肢や視覚の障害などにより記載が難しい方には、本人にかわって投票用紙に代理記載する代理投票、視覚障害者には点字投票の制度がございます。

運用面においては、投票所での筆談による対応や、期日前投票での手話通訳者の派遣、施設面では、車椅子の配置、段差解消のためのスロープの設置など、投票所での障害者の配慮に努めているところでございます。

選挙に関する情報の提供状況でございます。本町では国政選挙と県知事選挙のように、中央選管、県選管から点字や音声による選挙公報の提供される場合もあります。これらの制度や運用により、障害者が選挙権を行使できるよう、投票の機会を確保に努めているところでありますが、現行制度の要件に該当せず、投票したくてもできない障害のある方がおられることも伺っております。

今後も継続して町選管独自でできる取り組みについては実践し、法改正が必要な項目については、時代に対応した改正の要望を県選挙管理委員会に要望し、障害のある方に投票しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

3番橋井議員。

○3番（橋井 肇君） 御丁寧な御答弁、大変にありがとうございました。障がいのある方への投票施策について、東京都狛江市では障がいのある人が投票できるように、誰もが投票しやすい環境整備を推進されておられます。これは市のホームページでも確認することができます。例えば、支援の役割分担を明確にする、行政、投票所での選挙事務従事者による支援、環境整備、配置、模擬投票訓練の実施、対応マニュアルの作成の充実。2、当事者、家族、事前準備を促し、日ごろから関心を高めていただく。3、投票方法の充実、選挙に関する情報提供に努めるとともに、現在実施している代理投票や郵便投票、点字投票等の充実について検討するなどです。これらは今府中町で進めていただいているということで、大変感謝をいたしております。

さらに、公職選挙法の改正は、誰も能力によって選挙権に制限を受けることはないという憲法に定められた国民主権に基づく措置であり、障がい者も当然選挙権を行使できるようにするために改正されたものです。これは同時に、投票が困難な障がい者のために合理的配置をもって投票を支援する必要が新たに生じたことになるかと解釈されます。

選挙は民主主義の根幹を担う大切な制度で、5つの原則に支えられております。

1. 普通選挙の原則、財産の有無などで投票権に制限を受けることはない。
2. 平等選挙の原則、選挙人の選挙権は平等であり、1票の価値は同じである。
3. 直接選挙の原則、候補者の中の人を直接選挙する、間接選挙ではない。
4. 自由選挙の原則、投票は強制されない、棄権しても責めを受けない。
5. 秘密投票の原則、誰に投票したか追及を受けない、投票内容は秘密。

障害者福祉の充実を掲げる府中町もこの原理を守る対策の充実を進めていただきたいと思います。今後障がいのある方へのきめ細かな対策を要望いたします。

質問は以上で終わります。大変ありがとうございました。

○副議長（益田芳子君） 以上で、第8項、投票率向上のための施策、及び障がい者の投票に対する支援施策の向上はについて、3番橋井議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第9項、空城山公園の施設老朽化について、8番上原議員の質問を行います。

8番上原議員。

○8番（上原 貢君） 午後の質問でございます。空城山公園の施設が老朽化しておりますので、この点について質問したいと思います。

空城山公園の施設老朽化について。

空城山公園は、自然を生かしてデザインされた都市型の総合公園でございます。子どもから高齢者まで人気が高く、利用者は１日１００人を超すのではないかと私は思っているわけでございます。

しかしながら、施設の老朽化が激しく、利用者からは、改築もせずにこのままでいいのかという声が絶えません。皆さん御存じのとおりです。管理棟は昭和６１年に整備されたまま放ったらかし状態です。２階のミーティングルームは、天井も壁もはがれて垂れ下がっております。床はＰタイルがはげて散乱しております。水道も詰まって出ないし、とても使える状態ではありません。まともな施設ではありません。加えて、トイレは和式が主流であり、洋式は障害者用の多目的トイレ１つでございます。高齢者から若者までこのトイレには不満がいっぱいでございます。座ったら立てないじゃないかと、棒がないと立てないよ、和式では、ということ言えば、洋式にするんではなしに、本当に棒をつけるといったことしかしておりません、やる気はないわけです。皆さんは棒をつけてほしいわけじゃないんですよ。洋式にしてほしい、洋式にしてほしいと言ってるわけですよ。施設が整備されてそろそろ３１年になります。３１年です。そろそろ建てかえの時期と思いますが、いかがでございましょうか。

また、こういった公共施設は公民館や交流センター等も含めて、毎年きちんと維持管理費を予算化して、将来に向けて長寿命化を図るべきと思いますが、この点いかがでございましょうか。よろしく願いいたします。

○副議長（益田芳子君） 答弁。

教育長。

○教育長（高杉良知君） ８番上原議員の空城山公園の施設老朽化について、答弁をさせていただきます、

空城山公園は、昭和５９年度にオープンをした施設でございます。サッカー、ソフトボールやグラウンドゴルフなど、子どもからお年寄りまで楽しめ利用できる生涯スポーツの拠点施設であるというふうに考えております。また、公園管理棟は昭和６１年に建設をされ、建築後３１年経過をしております。現在も２階の会議室は各種競技団体の会議や打ち合わせに使用されております。

利用状況でございますが、平成２７年度実績で１３４件、１，５８１人となっております。陸上、サッカー、グラウンドゴルフなど、１３団体が利用されております。

管理棟の壁紙と床につきましては、教育委員会としても修理が必要であるというふうに認識をし、修繕を検討しております。ここ何年かにつきましては、トイレの修繕やグラウンドに埋設している水道管の漏水修理等、利用者の安全や利用頻度、利便性を優先をして修繕をし、維持管理を行ってまいりました。

維持管理費は、平成２７年度の修繕料が約２６０万円、今年度の修繕料が１１月末現在でございますけれども、約５５万円というふうになっております。また、本年度管理棟２階のエアコン等を購入しております。また、トイレにつきましても、和式から洋式への取りかえを前向きに現在検討しているところでございます。管理棟につきましては、現在築年数３１年目であり、この施設の耐用年数６０年を考慮すると、建てかえにはまだ少し早いのではないかなというふうに考えております。

施設の維持管理費につきましては、法定点検や緊急性の高い修繕等につきましては、毎年予算化しておりますけれども、学校施設の耐震化を優先して実施してきたため、公民館等を含めた公共施設の大規模改修を実施できておらず、このような状況になっているものというふうに考えられます。

一般的には、築年数３０年目で大規模改修が必要であります。ほかにも多くの公共施設を抱えているため、一度に多くの大規模改修を実施するためには、相当な財政負担を強いられます。施設の重要度や劣化状況等による優先順位を加味し、財政負担の平準化を図りながら施設の長寿命化を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（益田芳子君）　２回目の質問はございますか。

８番上原議員。

○８番（上原　貢君）　建てかえはしないまでも、大規模修理をしたいんだという御回答で、ありがとうございます。本当に期待をいたしております。老朽化が激しくて、Ｐタイルはボランティアが張ってますね、のりつけて。こういう状況で町は何をしてるんかという意見は非常に満ち満ちております。特にトイレは早急にやっっていかなければいけない問題ではなかろうかと思っております。

それともう一つ、この場で言っておきたいことがございます。実は空城山公園の駐車場でございますが、上がって左側は右から上がって左に出るようになってるんだろ。うと思いますが、上がって左側は進入禁止になっております。これはついてます。右

から入るようになってますが、これがいろんなイベントがあると、みんな右から上がって右から出るんですね、これ、出やすいから。よくトラブルが起こってます。これはもう本当しょっちゅうやってます。僕も現場を見たことがありますけど、シルバーの方の管理人が大変苦慮しております。この駐車場の入り方と出方について、ラインも何もないんですね、何の表示もない。だから、入る人は右から入りやすいですね、右から入って、右から出やすいんですけど、右から出ると、入ってくる人とかち合うわけですよ。本当にやってみたらわかります。これはしょっちゅうやってます、ここで。しまいには本当けんか腰になりますよ。それはなぜかという、あそこの道路は入っていくとき矢印がないんですよ。こういうふうに入って、こう回って、こう出る、案内がない。出口のここから入っていけないよという案内はあるんだけど、入ってから案内がないわけです、どっち向きか。だから、これは出るほうにも一つ言い分があるわけですね。だけど、管理されているシルバーの方は大変これ苦慮しておられます。きちんとこの駐車場については、右から入って左へ出るんだよという表示が要ると思います。もともと、あれ入ると左に曲がりたくなりますよ、左側にあるんだから。だから、もし左から右、時計回りなら時計回り、それから時計の反対回りなら、時計の反対回りと、きちっとした表示が要るんですよ。あれがないために、もう数々のトラブルが起こっております。特にイベントがある日ね、何もない日は少ないときはないんですけど、イベントがあるときは必ずこれ問題が起きております。この件についてこの場をかりてちょっと質問したいです。こういうきちんとした案内ができるのにしてないじゃないかと、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（益田芳子君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（坂本雅司君） 公園全体の管理者として、駐車場のそういった整備であるとかいうのは、生活環境部のほうの担当と認識をしております。

議員御指摘の駐車場のトラブルの件につきましては、よく耳にしております。利用していただく団体に大規模なイベントのある折には、教育委員会の利用申請時にその指導員を立ててくださいと、交通指導員を立ててくださいというような使い方も説明をしておるところですが、サインが足らずに、それを全部口で指導するということは難しいんだらうというふうに認識をしております。

それと、駐車場のイベント時に駐車容量を超えて駐車をしておって、その進行方向

を邪魔したりというようなことも聞いておりますので、そういったところを指導して、また、サインについては増設していく方法ですね、やっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（益田芳子君） 3 回目の質問ございますか。

8 番上原議員。

○8 番（上原 貢君） これは時計の反対回りで正しいんですか、この回り方は。これについて。正しいのであれば、その方法はこれ皆さん御存じですか、知らない人は多いですよ。だから、こういうことをちゃんと掲示してないといけない、わかるように。わかるようにしないと問題が起こるわけですよ。早急に看板等設置していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（益田芳子君） 要望でよろしいですか。

以上で、第 9 項、空城山公園の施設老朽化について、8 番上原議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質問全部を終わります。

もう一問進めてよろしいでしょうか。

続いて、厚生関係の質問を行います。

厚生関係、第 1 項、土砂災害特別警戒区域の対策を早急に、について、18 番力山議員の質問を行います。

18 番力山議員。

○18 番（力山 彰） きょう私ないということなんで、ちょっと議員控室に資料をちょっと置いてきとるんですが、取りに帰ってよろしいですか。

○副議長（益田芳子君） それでは、ここでお諮りします。

本日は、これをもって延会としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次回は 12 月 13 日午前 9 時 30 分から会議を開きます。御苦労さまでした。

（延会 午後 1 時 54 分）